

佐伯市子ども・子育て支援事業計画（素案）

平成27年1月

佐伯市

目次

第1章 計画の策定にあたって	3
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置づけ	3
3 計画期間	4
4 計画の策定体制	5
第2章 基本的な考え方	6
1 基本理念並びに基本的な視点	6
2 施策体系	8
第3章 佐伯市の子ども・子育てを取り巻く環境	9
1 人口・世帯・人口動態等	9
2 教育・保育施設の状況	12
3 地域子ども・子育て支援事業の状況	15
4 ニーズ調査の結果概要	18
5 佐伯市の子ども・子育て支援の課題	27
第4章 教育・保育提供区域の設定	28
1 教育・保育提供区域の考え方	28
2 教育・保育提供区域の設定	29
第5章 教育・保育施設の充実	31
1 量の見込み	31
2 提供体制の確保と実施時期	32
3 教育・保育の一体的提供の推進（認定こども園について）	44
4 教育・保育施設の質の向上	46
5 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保	46
第6章 地域子ども・子育て支援事業の充実	47
1 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策	47
2 地域子ども・子育て支援事業の質の向上	52
第7章 子ども・子育て支援関連施策の推進	53
1 児童虐待防止対策の充実	53
2 ひとり親家庭の自立支援の推進	54
3 障がい児施策の充実	54
4 仕事と生活の調和の実現に向けた取組の推進	56

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

急速な少子化を背景に、子どもを取り巻く環境が変化する中、社会全体で子ども・子育てを支援することが重要となっています。このような状況の下、国では「新エンゼルプラン」(平成11年)や「次世代育成支援対策推進法」(平成15年)に基づき、少子化対策や就労等の支援対策を実施してきたところです。

本市では、子育て支援策を総合的かつ計画的に推進するために、平成15年3月に「さいきエンゼルプラン」を、さらに、次世代を担う子どもの成長と子育て家庭を社会全体で支援するための取組として平成17年度から平成26年度までを計画期間とした「さいき子ども育成支援行動計画」を策定し、すべての子どもと子育て家庭を対象とした子育て支援に取り組んできました。

国は、平成24年8月に子ども・子育ての様々な課題を解決するために「子ども・子育て支援法」とそれに関連する法改正を行い、子ども・子育て支援の新たな制度を創設しました。

佐伯市でも、これまでの取組に新たな制度を加え、子ども・子育て支援を質・量ともに充実するとともに、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。また、こうした取組を通じて、家庭を築き、子どもを産み育てるという希望をかなえ、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指し、「佐伯市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、佐伯市の子どもと子育て家庭を対象として、佐伯市が今後進めていく施策の方向性や目標等を定めたものです。

また、社会全体で子ども・子育て・親育ちを支援していくため、新たな仕組みを構築し、「質の高い教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

策定にあたっては、子ども・子育て支援法をはじめ、関連の計画「次世代育成支援行動計画」における取組の、子どもと子育て家庭にかかる施策を踏まえ、同時に様々な分野の取組を総合的かつ計画的に進めるために、上位計画や関連計画と整合性を持ったものとして定めています。

■子どもの対象範囲について

0歳	0歳	1歳	1～5歳	6歳	6～11歳	12歳	12～17歳	18歳
	乳児期		幼児期		学童期 ※学校教育を除く 放課後		対象範囲外	
子ども・子育て支援法								

■上位計画

佐伯市総合計画

整合



佐伯市 子ども・子育て支援事業計画

■根拠法令

- 子ども・子育て関連3法
◎子ども・子育て支援法
◎認定こども園法
◎関連整備法

整合



■関連計画

さいき子ども育成支援行動計画 後期計画

佐伯市地域福祉計画

佐伯市障がい者計画、佐伯市障がい福祉計画

佐伯市老人福祉計画及び介護保険事業計画

さ~いきいき健康21 佐伯市健康づくり計画

佐伯市長期総合教育計画 など

3 計画期間

法の施行の日から5年を1期として作成します。

本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とします。

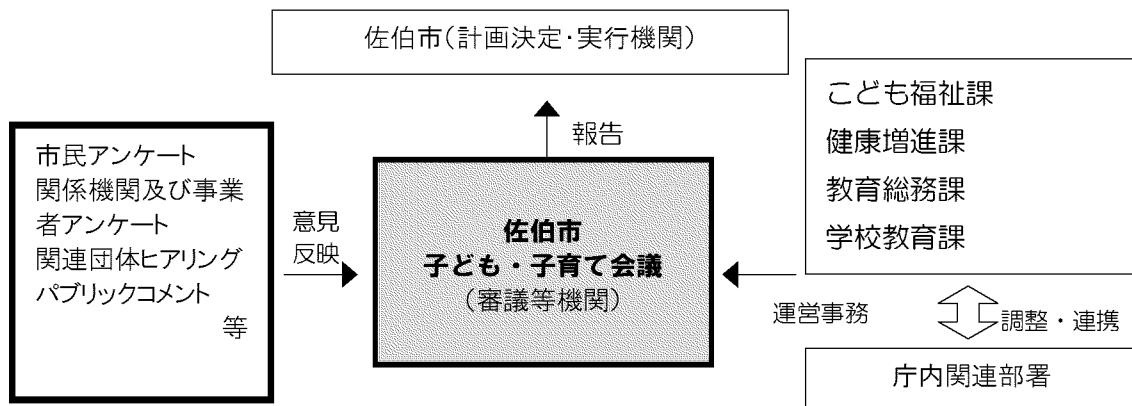
なお、国の施策の動向及び子どもや家庭を取り巻く社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行います。



4 計画の策定体制

①子ども子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条に定められている「佐伯市子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。



②就学前児童及び小学生アンケートの実施

- 次の2点を把握するため、下記のとおりアンケートを実施しました。（以下「就学前児童アンケート」「小学生アンケート」という。）
 - ア 就学前児童及び小学生の保護者の子育てに関する意識・意見を把握すること。
 - イ 子ども・子育て支援事業計画で定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量を推計する基礎データを得ること。

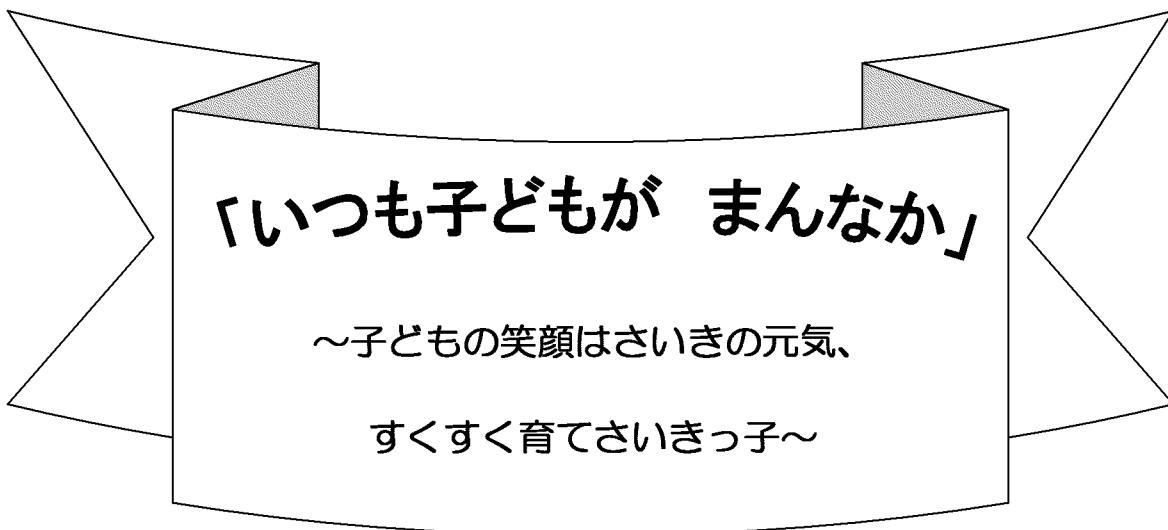
項目	区分	配付数	回収数	回収率
調査対象	就学前児童	3,469 票	1,690 票	48.7%
	小学生	589 票	296 票	50.2%
対象者の抽出方法	住民基本台帳から対象年齢の属する全世帯を抽出			
調査期間	平成 25 年 11 月 22 日 ~ 平成 25 年 12 月 6 日			
調査方法	郵送による調査票の配付・回収			

第2章 基本的な考え方

1 基本理念並びに基本的な視点

佐伯市の子ども・子育て支援事業の目指す方向性として、「さいき子ども育成支援行動計画」を継承し、引き続き次の基本理念を掲げます。

◆基本理念



「子が宝」といわれる様に、佐伯市では、子育て支援が、子どもにとってよいものであるかを常に考えてきました。子育て支援は、単に保護者の育児の肩代わりをするものではなく、子どもたちの健やかな育ちを支え、子どもたちを笑顔にするものでなくてはなりません。

子どもは、地域をつなげ、未来をつないでいきます。子どもたちを地域や社会全体で支援していくことが必要です。みんなが、「いつも子どもが『まんなか』にいる」という心を持ち、子どもたちが心豊かにいきいき育つまちを作っていくます。常に子どもたちにとっていいものが何かを考え、子ども・子育て支援を進めていきます。

◆基本的な視点

子どもの育ちと子育てをめぐる環境を踏まえ、以下の視点に立って子ども・子育て支援を推進します。

① 子どもの育ちの視点

～ 子どもが笑顔になるために ～

人にとって、乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、学童期には、その基礎の上に、学習や様々な体験・交流活動などを通し、それぞれの個性に応じた発達が図られています。乳幼児期から学童期まで、人として生きていく土台をしっかりと作り、様々な人とのかかわりや体験を通して、それぞれの個性や発達に応じて、心豊かで健やかな育ちを育む取組を進めます。

② 親としての育ちの視点

～ 子どもの笑顔を見るために ～

核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、祖父母や近隣住民から、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得られない子育て家庭が増えつつあります。また、自身の子どもができるまで、赤ちゃんと触れ合う経験が乏しいまま、親になることが増えています。そのような状況から、子育てに対する負担や不安、孤立感が高まりつつあります。子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びを感じ、樂しく、安心して子育てをできる取組を進めます。

③ 子育てを支える地域の視点

～ みんなで笑顔になるために ～

少子高齢化、人口減、女性の社会進出、生活様式の変化等に伴い、家庭や地域における子育ての力が低下しています。子育ては、保護者が第一義的責任を有するものですが、地域の人々とつながりを持ち、地域コミュニティーの中で子どもを育むことが必要とされます。保護者のみならず、地域の人々も子どもの活動支援や見守りに参加し、地域社会全体で子ども・子育て支援を行う取組を進めます。

2 施策体系

さいき子ども育成支援行動計画（後期計画）を踏まえて、子ども・子育て支援の施策について、方向性をまとめます。

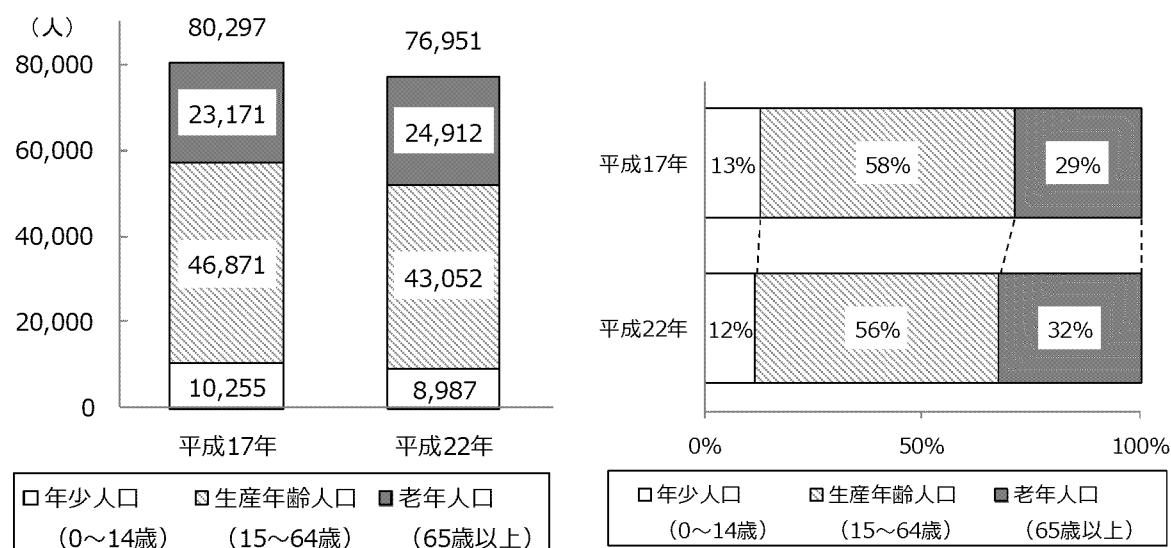
基本理念	基本的視点	基本目標	基本施策		
		目標 1	目標 2	目標 3	目標 4
いつも 子どもが まんなか	子どもの育ち	子どもたちが健やかに育つ環境づくり			1 確実に教育・保育を提供できる環境の整備 2 教育・保育内容の充実 3 地域の実情に応じた施設の整備 4 放課後児童クラブの充実
			地域子育て支援の充実		1 親子の交流の場づくりの促進 2 情報提供体制の整備 3 利用者支援の充実
	親としての育ち			子育ても仕事もしやすい環境づくり	1 多様な保育事業の実施 2 男性の育児参画の推進 3 ワーク・ライフ・バランスの推進
		目標 3			1 母子保健事業の充実 2 小児医療の充実 3 経済的支援の充実
	子育てを支える地域	目標 4	子どもを安心して産み育てる環境づくり		1 児童相談窓口の充実 2 ひとり親家庭への自立支援 3 障がい児に対する支援の充実
		目標 5	きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援		

第3章 佐伯市の子ども・子育てを取り巻く環境

1 人口・世帯・人口動態等

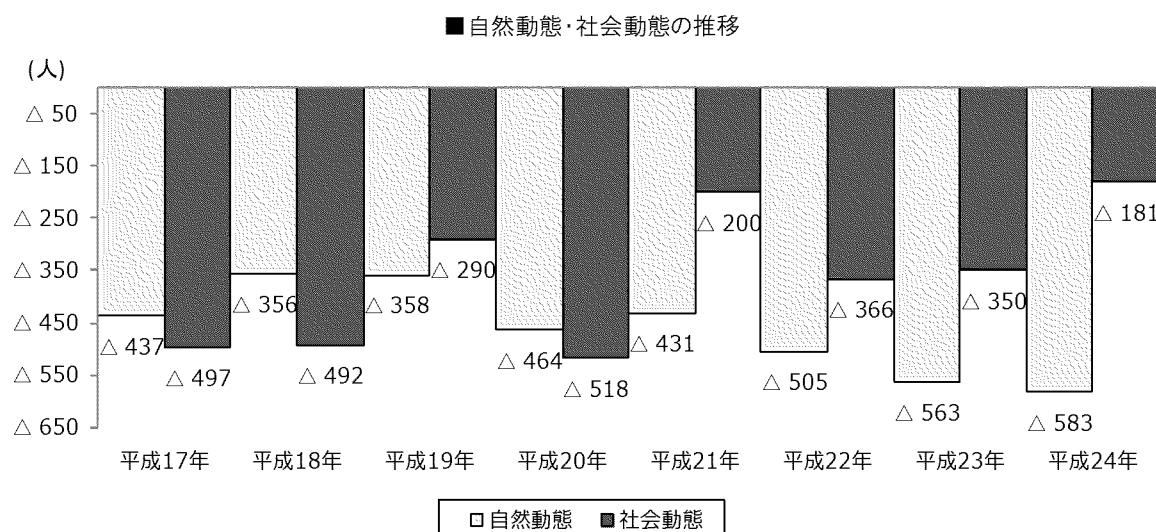
(1) 人口の推移

- 平成17年から減少傾向にあります。
- 少子高齢化が進行し、年少人口が平成17年から平成22年までの5年間で1,268人減少し、全体に占める割合も1%減少、老人人口は3%増加しています。



(2) 自然動態・社会動態

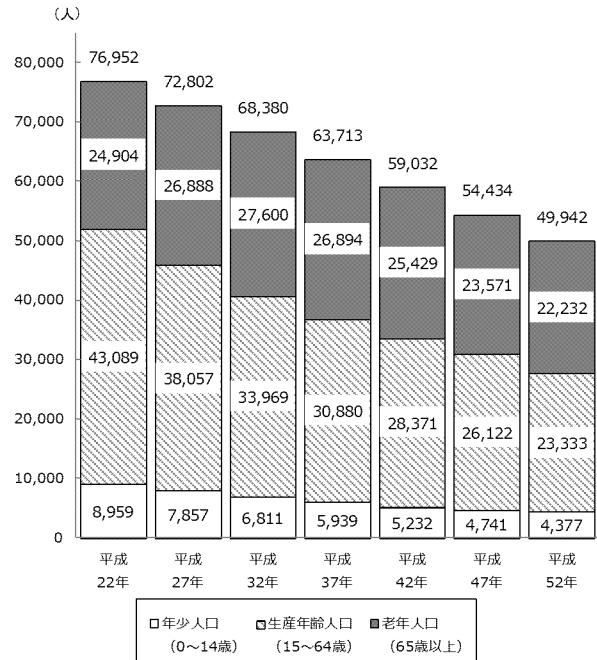
- 社会動態（転入一転出）は、平成17年以降、マイナスで推移しており、人口減少の要因となっています。
- 自然動態（出生一死亡）は、平成17年以降、マイナスで推移しており、人口減少の要因となっています。



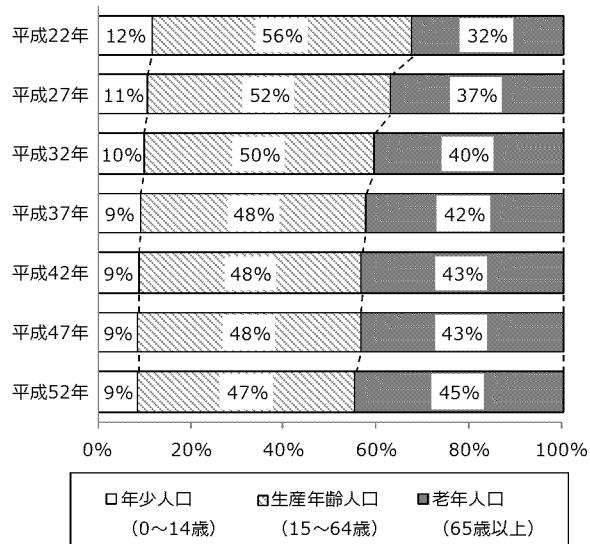
(3) 将来の人口推計

- 平成52年には、5万人を下回ると推計されます。
- 年少人口も10年間で約4,580人減少すると見込まれます。

■年齢3区分別人口の将来推計(人口問題研究所)



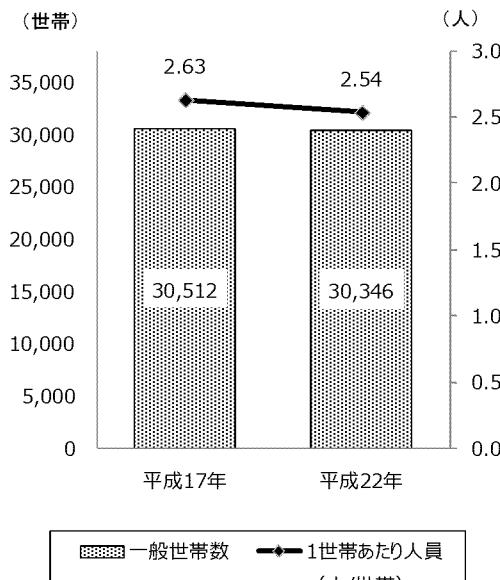
■年齢3区分別人口割合の将来推計(人口問題研究所)



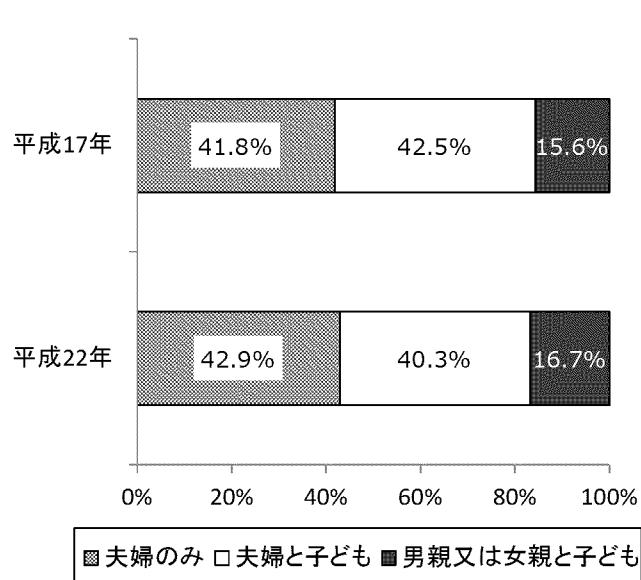
(4) 世帯の状況

- 世帯数はわずかに減少し、平成17年から5年間で166世帯減少しています。
- 1世帯あたり人員は減少し続け、核家族化が進展しています。
- 核家族のうち、「夫婦と子ども」の割合が減少し、「夫婦のみ」、「男親又は女親と子ども」の割合が増加しています。

■世帯数及び1世帯あたり人員の推移

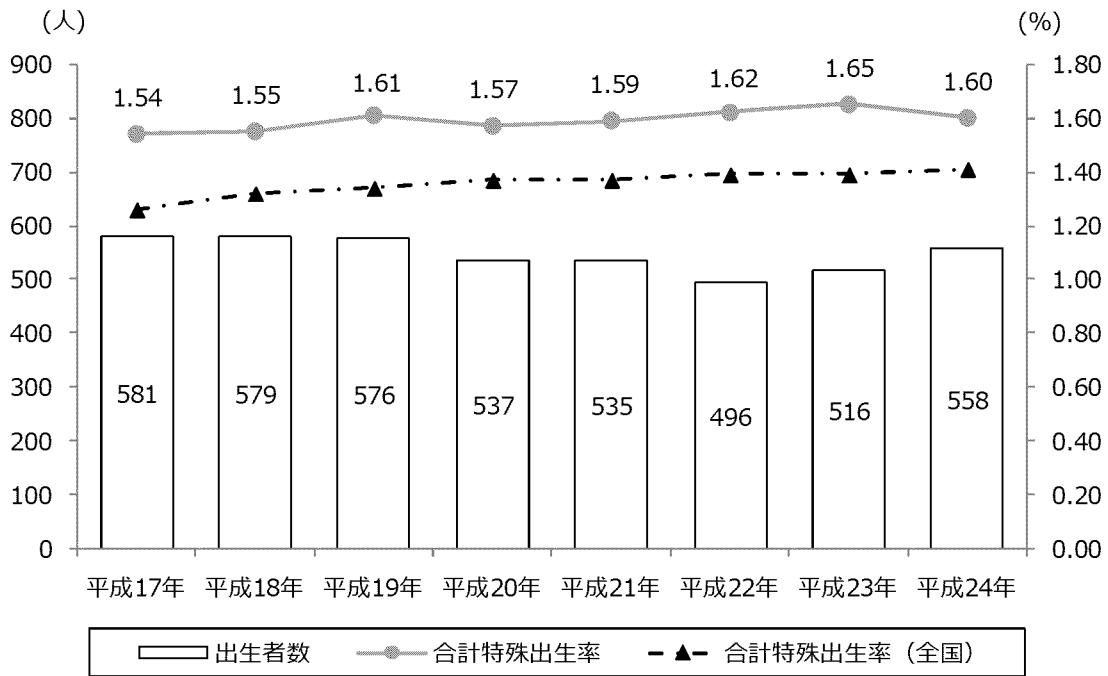


■核家族世帯の構成比



(5) 出生の状況

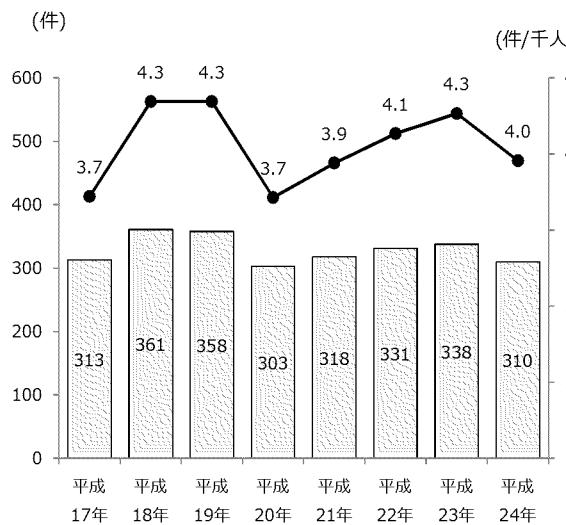
- 出生者数は、緩やかな減少傾向にあります。
- 合計特殊出生率は、平成17年以降、全国の合計特殊出生率を上回っています。



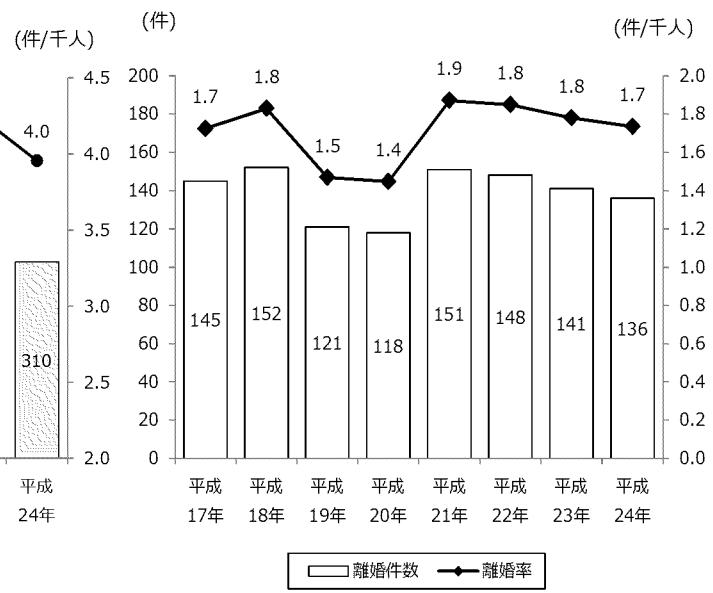
(6) 婚姻・離婚の状況

- 婚姻数、婚姻率は、年度による増減がある形で推移しています。
- 離婚数、離婚率は、年度による増減がある形で推移しています。

■婚姻数及び婚姻率の推移



■離婚数及び離婚率の推移

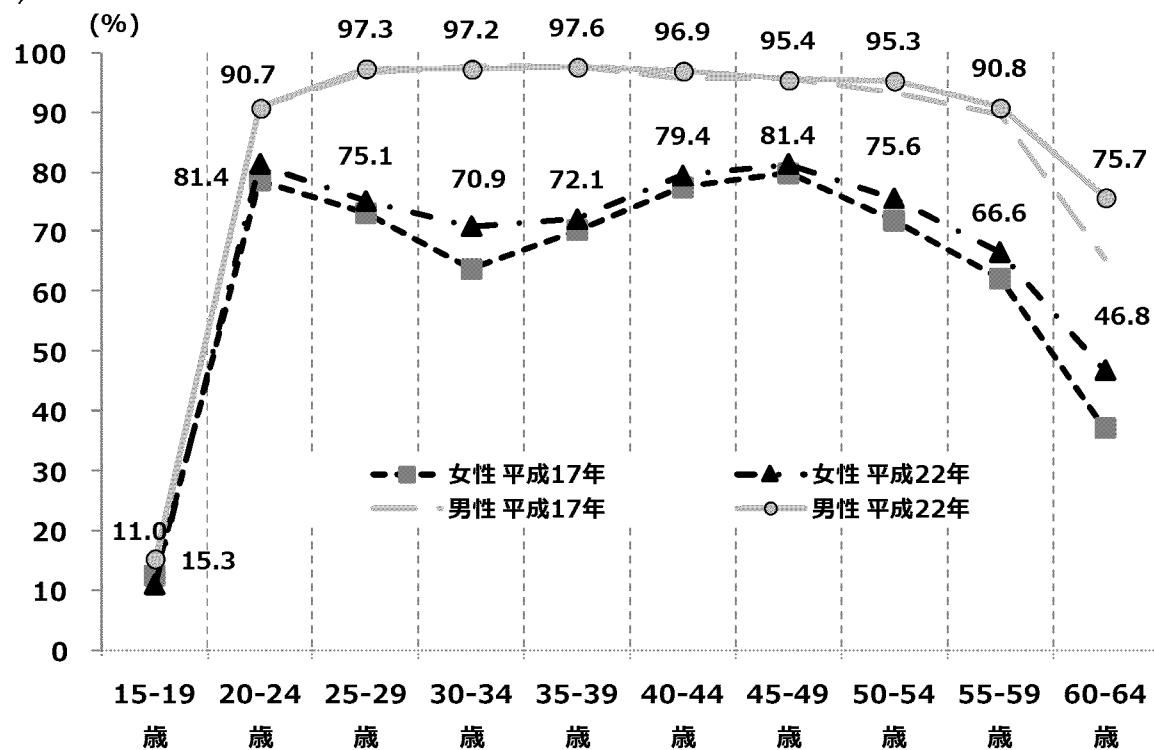


*婚姻率・離婚率とは、人口1,000人あたりの年間届出件数を表しています。

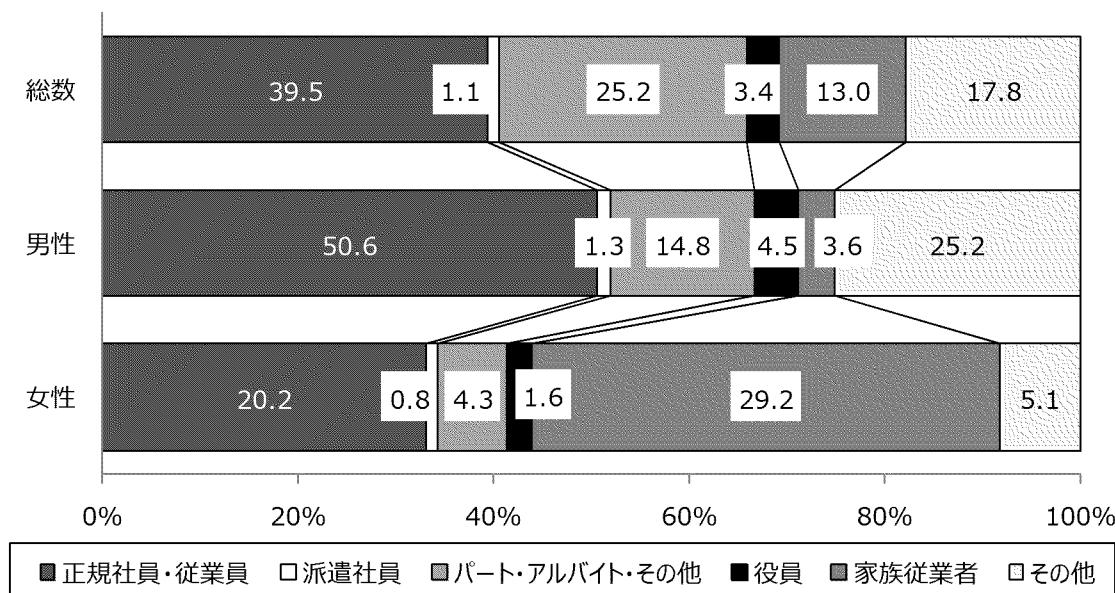
(7) 就労の状況

- 女性の労働力率が20歳代までは上昇し、30~34歳の年齢層で低下する、いわゆる「M字カーブ」が顕著になっています。
- 男性は「正規社員・従業員」、女性は「パート・アルバイト・その他」の割合が高くなっています。

■年齢別労働力率(M字カーブ)の推移(平成17年 22年・国勢調査)



■従業上の地位別従業者数の割合(平成22年・国勢調査)



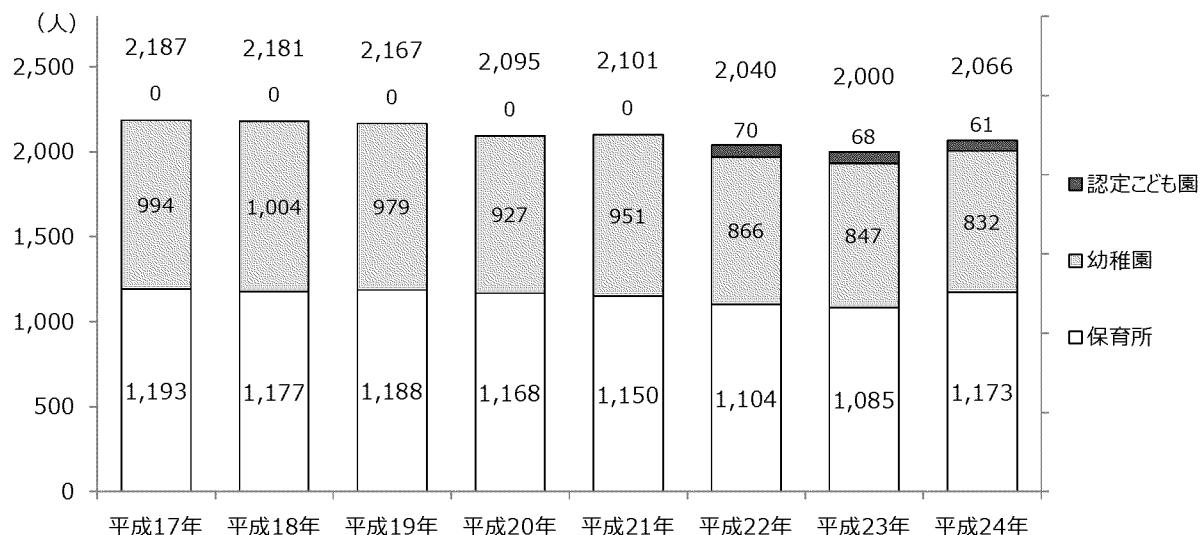
2 教育・保育施設の状況

(1) 利用児童数の推移

○保育所利用児童数は、平成23年度まで減少傾向にありましたが、平成24年度に若干増加しています。幼稚園利用児童数は、平成24年度まで減少傾向にあります。

○全体では、平成17年度から平成23年度まで減少傾向にありましたが、平成24年度に増加しています。

■保育所、幼稚園、認定こども園の利用児童数の推移

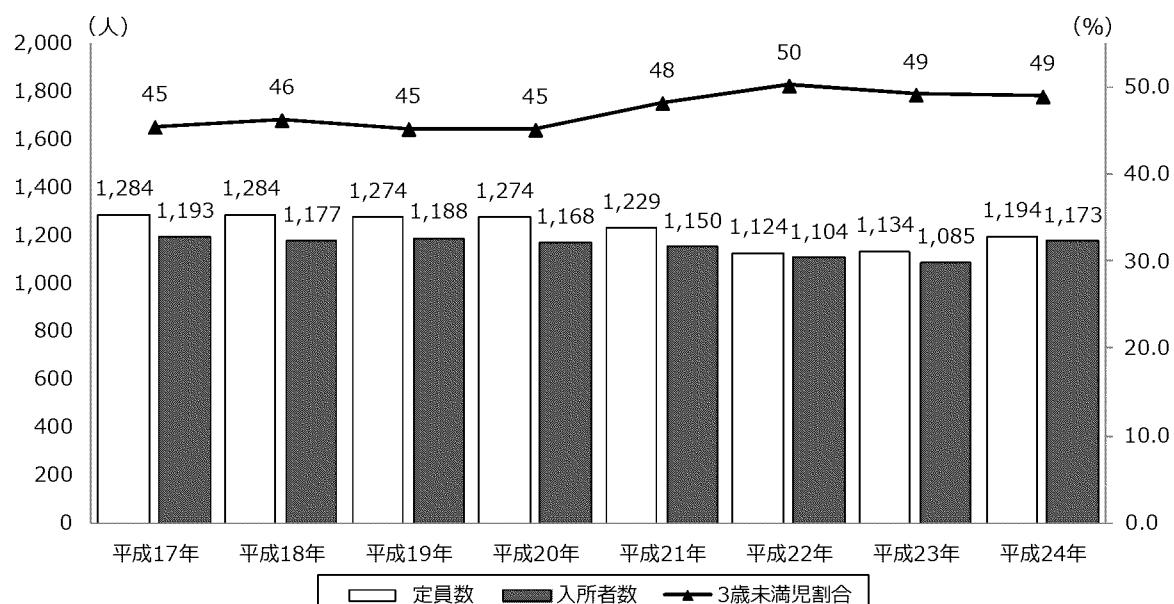


(2) 保育所の利用状況

○入所者数は、緩やかな減少傾向が続いていましたが、平成24年度に増加しています。また、3歳未満児の利用割合がやや高くなってきています。

○定員数は、平成24年度に1,194人になりました。

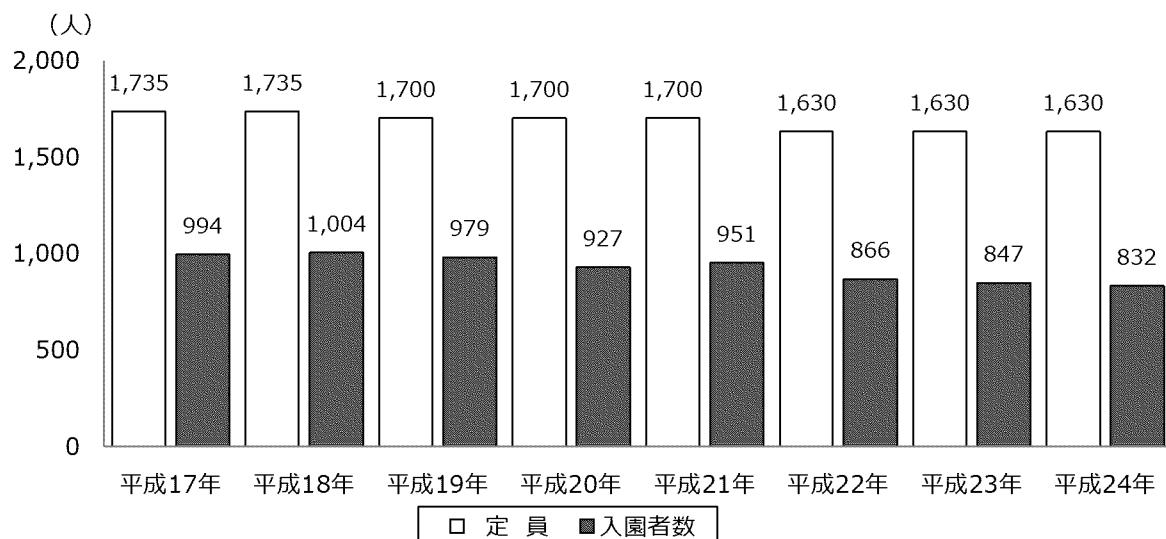
■保育所の定員数、入所者数、3歳未満児割合の推移



(3) 幼稚園の利用状況

○入園者数は、平成21年度に増加して以降は、継続的に減少傾向にあります。

■幼稚園の定員数、利用者数の推移



(4) 認可外保育施設の利用状況

認可外保育施設とは、保育を行うことを目的とする施設で、児童福祉法に基づき都道府県知事（政令指定都市、中核市市長を含む）が認可している認可保育所以外のものをいいます。

○しろやま共同保育所

開所時間 平日7時20分～18時 土曜日7時20分～13時

定員50名

◆事業所内保育

企業や病院などにおいて、その従業員の乳幼児の保育を目的として設置する施設

【施設数】5か所

【児童数】97人（0歳 3人、1～2歳 46人、3歳 22人、4歳以上 26人）

（平成25年10月調査実績数）

◆ベビーホテル

①夜8時以降の保育、②宿泊を伴う保育、③一時預かりが半数以上のいずれかに該当する施設

【施設数】0か所

※佐伯市に該当する施設はありません。

3 地域子ども・子育て支援事業の状況

(1) 時間外保育事業

保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育需要に対応するため、通常保育の時間を超えて保育を実施する事業です。

【延長保育の実施状況】

佐伯及び鶴見地域の保育所で、18時以降、30分延長して保育を実施しています。

(平成25年度実績)

実施施設：9園（私立9園、公立0園） 利用人数：延べ3,039人

【休日保育の実施状況】

日曜日及び祝日に保育を実施している施設はありません。

(2) 放課後児童健全育成事業

主に保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図る事業です。

【実施状況】

佐伯市では、公立幼稚園で預かり保育を実施していないため、幼稚園児も放課後児童クラブを利用しています。

(平成25年度実績) 【実施校区】 19校区

【実施か所】 22か所（児童館3か所、児童クラブ19か所）

【登録児童数】 804人（うち幼稚園児223人）

(3) 短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【実施状況】

佐伯市内には児童養護施設がないため、大分市・別府市の3施設に委託して実施していますが、利用実績はありません。

(平成25年度実績) 【委託施設】 3か所

【利用人数】 0人／年

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供、養育環境などの把握を行う事業です。

【実施状況】

健康増進課が実施し、一部を市内の助産院等に委託して実施しています。

(平成25年度実績) 【訪問数】 470件

【訪問率】 95.7%

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対し、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【実施状況】

健康増進課で対応しています。

(平成25年度実績) 支援世帯数：47世帯

(6) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

【実施状況】

佐伯、上浦、弥生、鶴見、蒲江地区に地域子育て支援拠点を設置し、様々な取組を行っています。

(平成25年度実績) 【実施か所数】 7か所

【実利用人数】 25,379人／年

(7) 一時預かり事業（幼稚園における在園児対象型）

幼稚園の在園児を対象とした一時預かり事業（預かり保育）で、幼稚園の教育時間終了後や、長期休暇などに幼稚園で在園児を一時的に保育する事業です。

【実施状況】

私立幼稚園で実施されています。一部の公立幼稚園でも実施していますが、平成25年度の利用実績はありません。

(平成25年度実績)

平日：65人／1日 休業日：13人／1日 長期休暇：63人／1日

(8) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを病院等の医療機関や保育施設の付設の専用スペース等で看護師等が一時的に預かる事業です。

【実施状況】

さいきファミリー・サポート・センターを「病児・緊急対応強化型」として病児・病後児の預かりを実施してきました。平成26年10月からは、それに加えて、病院に付設した「にしだキッズクラブ」での病児・病後児保育を実施しています。

(平成25年度実績) 【実利用人数】 4人／年

(9) 一時預かり事業（在園児対象型除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

①一時預かり事業・・・家庭において保育を受けることが困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【実施状況】

認可保育所において、一時預かり事業を実施しています。

（平成25年度実績） 【実施か所数】 18か所 【実利用人数】 478人／年

② ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）・・・乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【実施状況】

つるおか子どもの家に委託して実施しています。病児・緊急対応強化型として、病児の預かりなど、様々な困りに対応しています。

（平成25年度実績） 【実利用人数】 111人／年

③ 夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）・・・保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【実施状況】

佐伯市内には児童養護施設がないため、大分市・別府市の3施設に委託して実施していますが、利用実績はありません。

（平成25年度実績） 【委託施設】 3か所

【利用人数】 0人／年

(10) 妊婦健診事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【実施状況】

母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診券を交付し、健康診査費用を助成しています。

妊婦健康診査14回分に加え、A券（血液検査）、B券（子宮頸がん検査）、C券（B群溶血性連鎖球菌検査）を交付しています。

（平成25年度実績） 【健診件数】 6,378件／年

4 ニーズ調査の結果概要

○調査期間：平成25年11月22日～平成25年12月6日

○調査方法：郵送による調査票の配付・回収

＜就学前児童調査＞

○調査対象：小学校就学前児童（0～5歳）の全員の保護者

○配布・回収：

配布数	回収数	回収率
3,469 票	1,690 票	48.7%

＜小学生調査＞

○調査対象：小学校就学児童（1年生）の全員の保護者

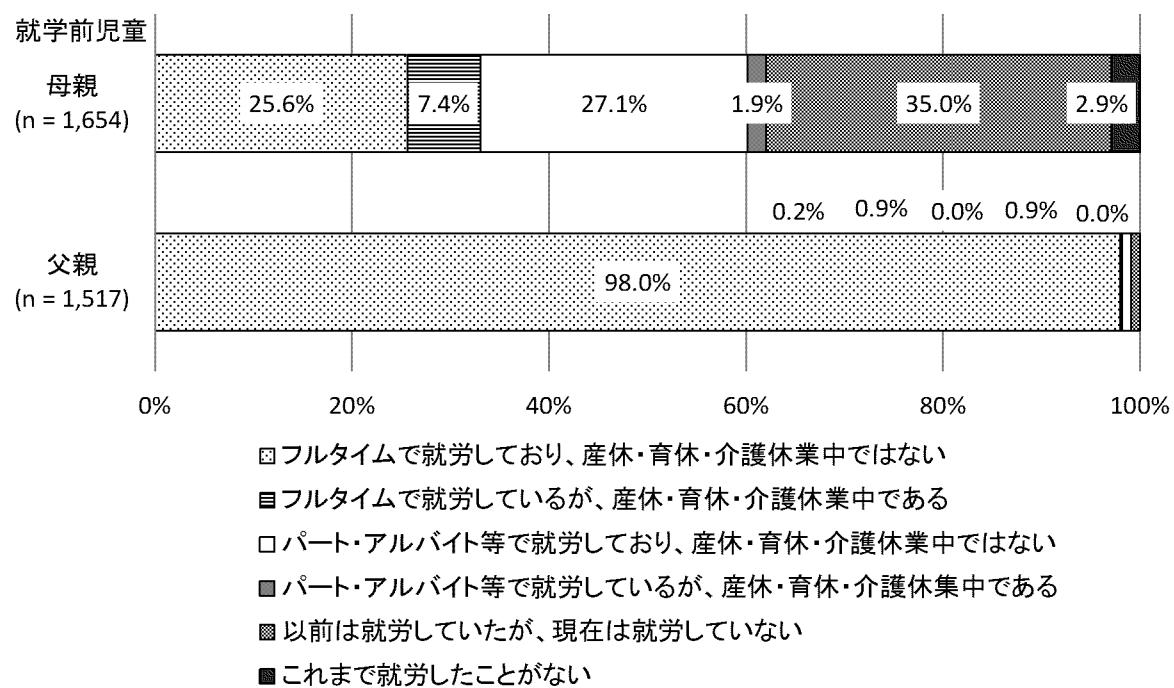
○配布・回収：

配布数	回収数	回収率
589 票	296 票	50.2%

※詳細は、「子ども・子育て支援事業計画のための実態調査集計結果報告書」を参照のこと。

(1) 保護者の就労状況

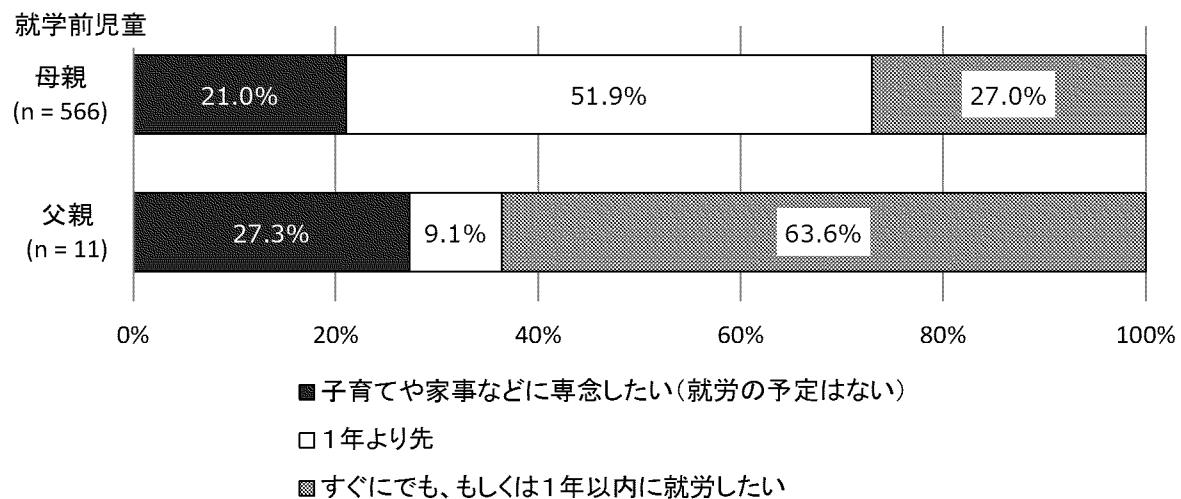
母親の就労状況は、「以前は就労していたが、現在は就労していない」(35.0%)が最も多くなっています。「フルタイムで就労(産休・育休・介護休業中を含む)」が 33.0%、「パート・アルバイト等で就労(産休・育休・介護休業中を含む)」が 29.0%となっています。父親の就労状況は、ほぼ全員が「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(98.0%)となっています。



○現在就労していない母親の今後の就労意向

母親の就労希望時期は、「1年より先」(51.9%)が最も多くなっています。

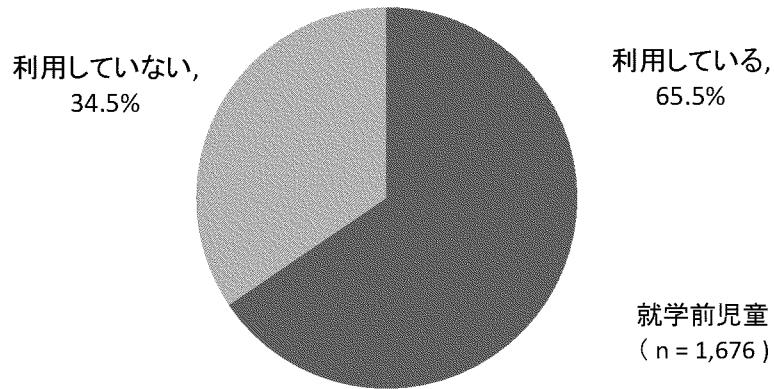
父親の就労希望は、「すぐにでも、もしくは1年内に就労したい」(63.6%)が最も多くなっています。



(2) 教育・保育事業の利用について

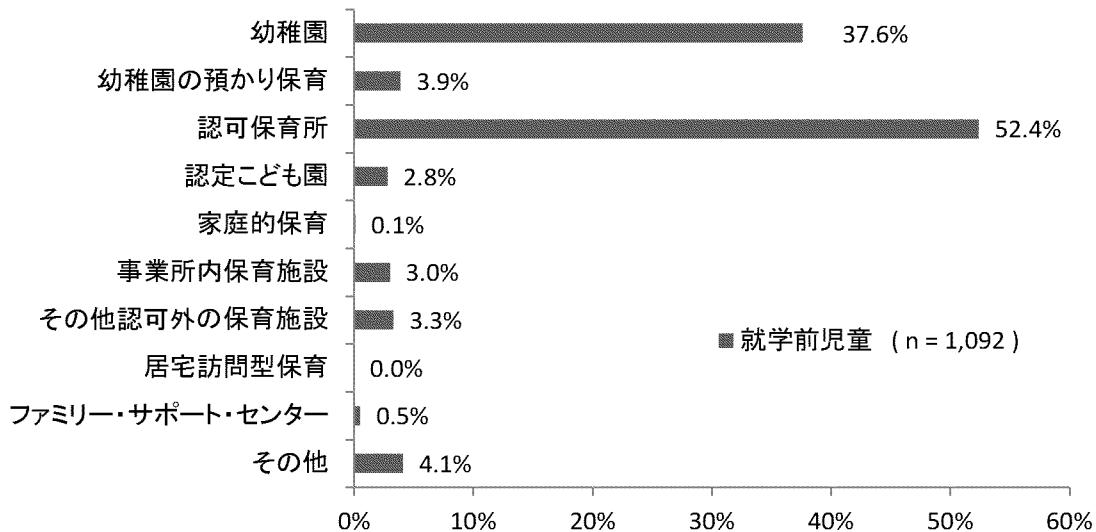
○平日の定期的な教育・保育事業（幼稚園、保育所など）の利用状況

定期的な保育・教育の事業を「利用している」は、約7割（65.5%）となっています。



○利用している教育・保育事業（複数回答）

定期的に利用している施設・事業は、「認可保育所」（52.4%）が最も多く、次いで「幼稚園」（37.6%）となっています。

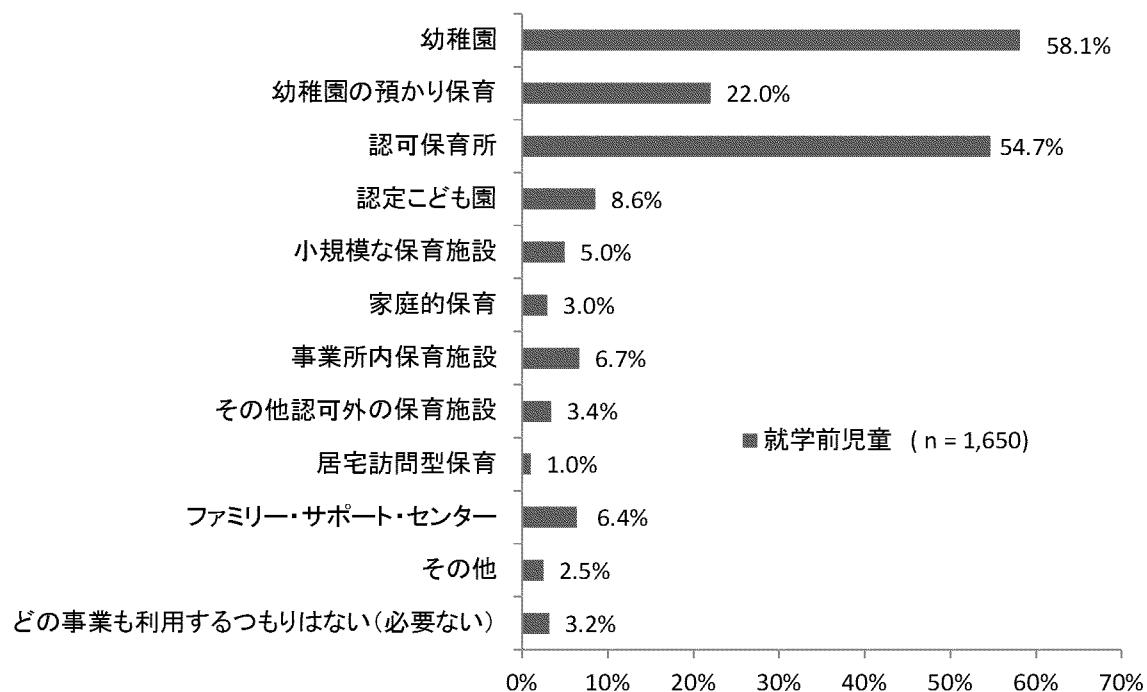


※他の主な回答内容

児童館、児童クラブ、幼児クラブ風の子、宝島・博愛こども成育療育センター

○今後、利用したい教育・保育事業（複数回答）

定期的に利用したい事業は、「幼稚園」(58.1%)が最も多く、次いで「認可保育所」(54.7%)、「幼稚園の預かり保育」(22.0%)となっています。



※他の主な回答内容

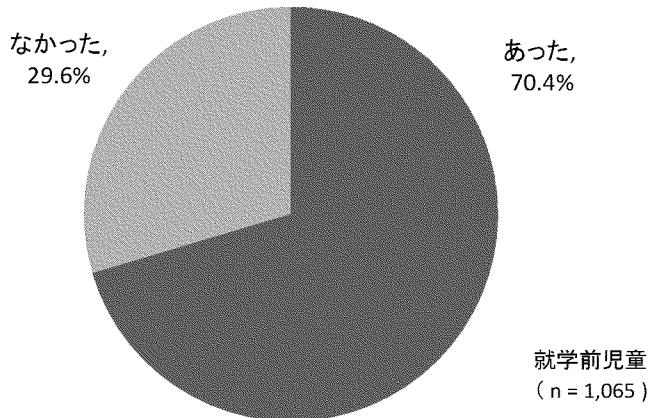
サコット、水泳などのクラブ、児童館、児童クラブ、子育て支援センター、職場の託児所

(3) 子どもが病気やケガのときの対応について

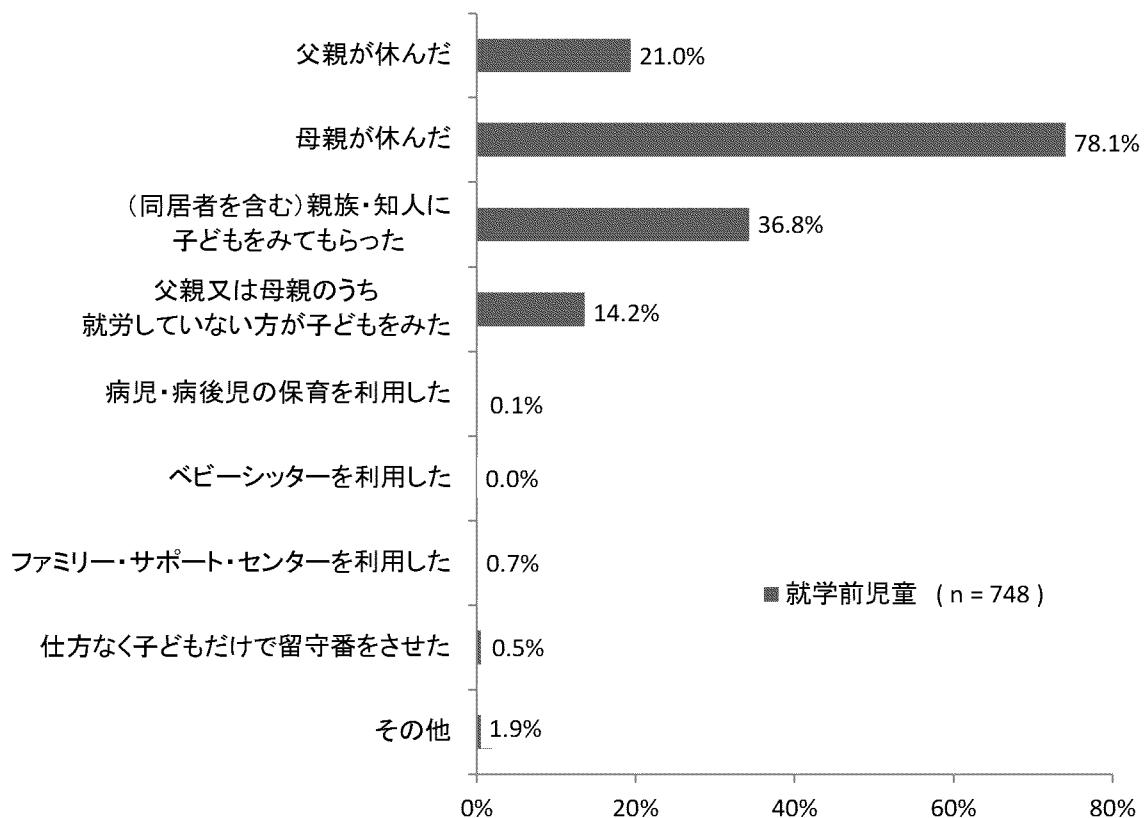
○子どもが病気やケガで教育・保育事業を利用できなかった経験

子どもが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことは、「あった」が70.4%、「なかった」が29.6%となっています。

「あった」場合の対処方法としては、「母親が休んだ」(78.1%)が最も多く、次いで「(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった」(36.8%)となっています。



○そのときの対処方法（複数回答）

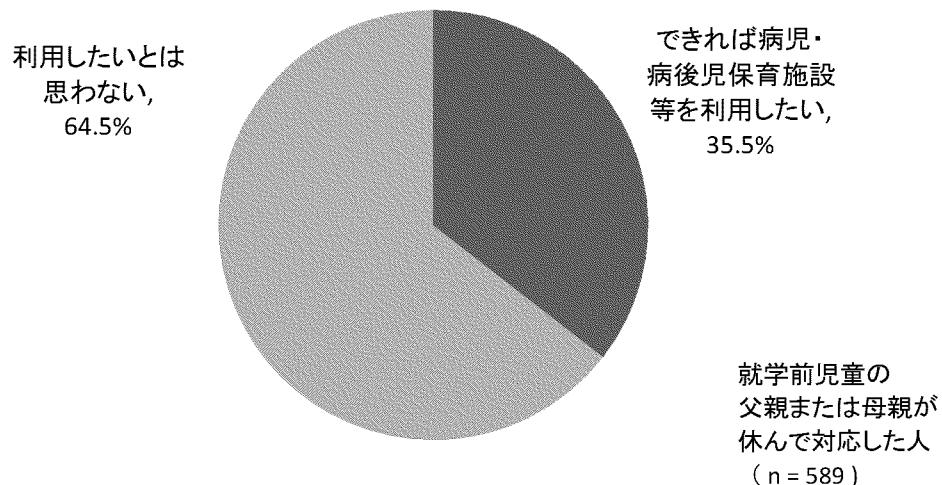


※他の主な回答内容

就労しながらみた。休む日が増えたため祖母が退職。父親が夜勤の時は、昼間みてもらった。

○病児・病後児保育の利用意向

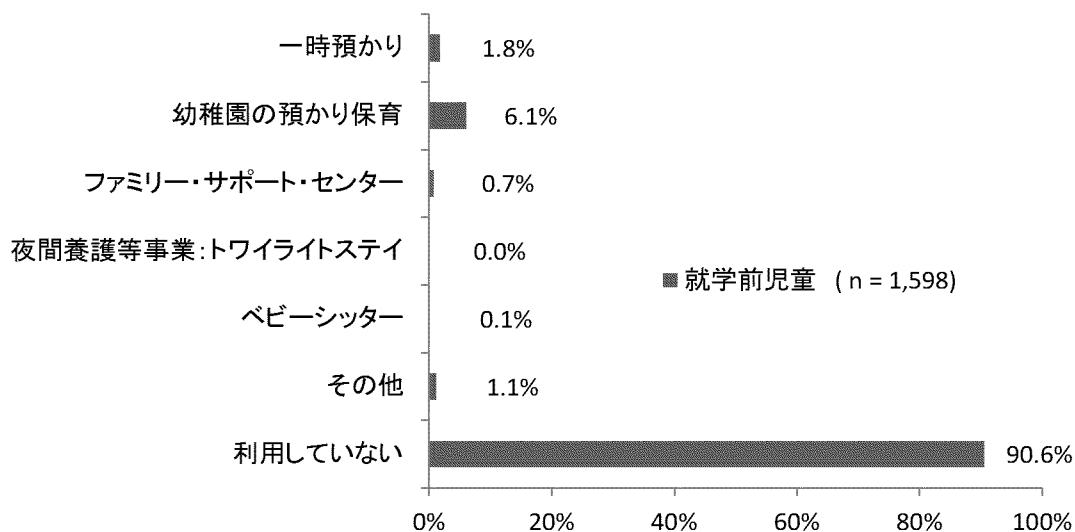
「利用したいとは思わない」が64.5%で、「できれば利用したい」は35.5%となっています。



(4) 不定期の教育・保育事業の利用について

○私用や親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している教育・保育事業（複数回答）

不定期で利用している事業については、「利用していない」が90.6%となっています。
利用しているのは、「幼稚園の預かり保育」が6.1%、「一時預かり」が1.8%となっています。

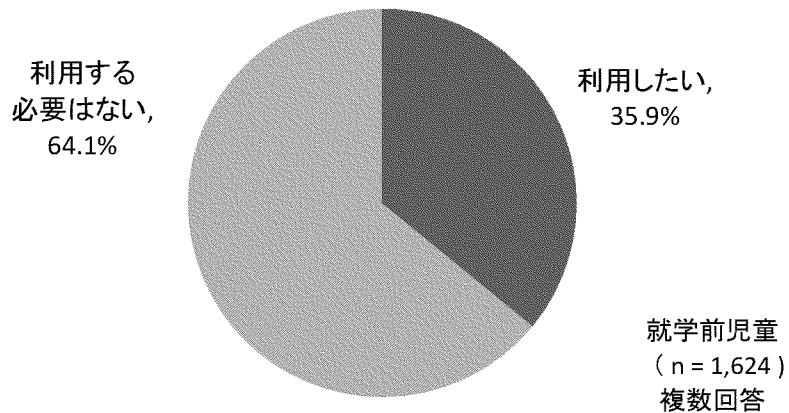


※その他の主な回答内容

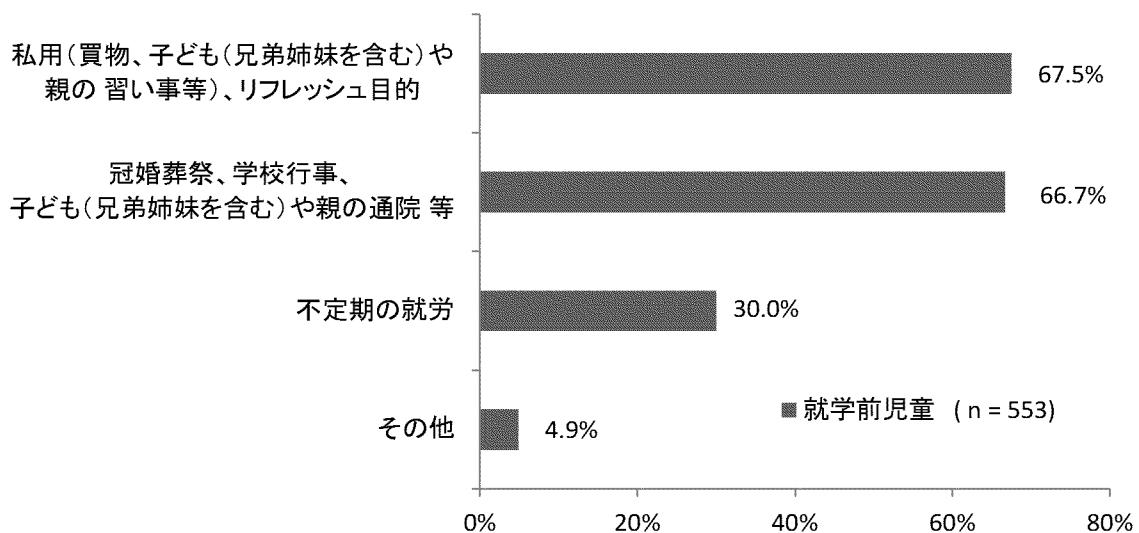
上浦さくらんぼ、地域子育て支援拠点事業、子育て支援センターの一時預かり、児童クラブ、ショートステイ、恵みの聖母

○今後の不定期な事業の利用意向

私用、親の通院、不定期の就労等の目的で事業を利用する必要があるかどうかについては、「利用する必要はない」が64.1%、「利用したい」が35.9%となっています。利用したい理由では、「私用・リフレッシュ目的」(67.5%)と「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院 等」(66.7%)がともに約7割となっています。



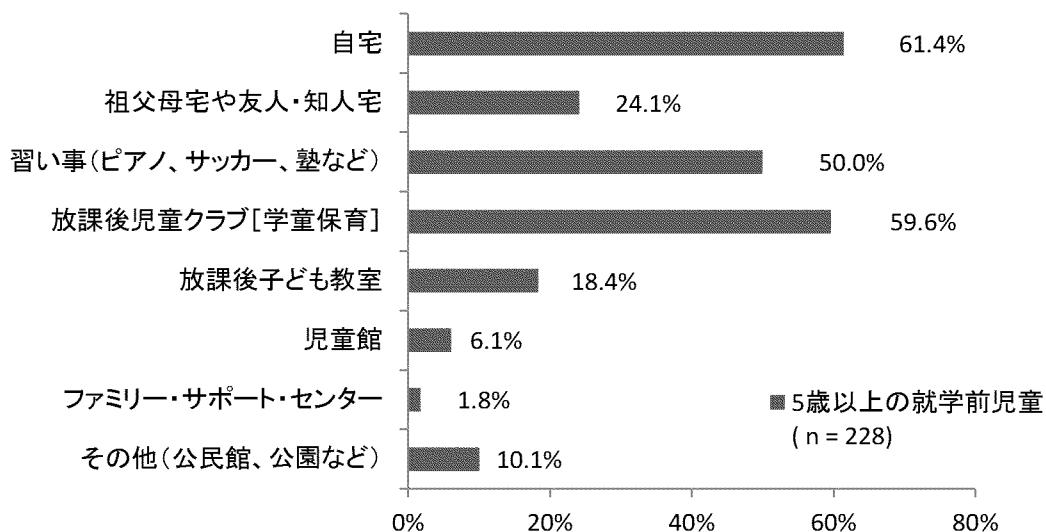
○事業を利用したい理由（複数回答）



(5) 小学校就学後の放課後の過ごし方

○放課後（平日の小学校終了後）に過ごさせたい場所（複数回答）

放課後の過ごさせたい場所は、「自宅」（61.4%）が最も多く、次いで「放課後児童クラブ〔学童保育〕」（59.6%）、「習い事」（50.0%）となっています。

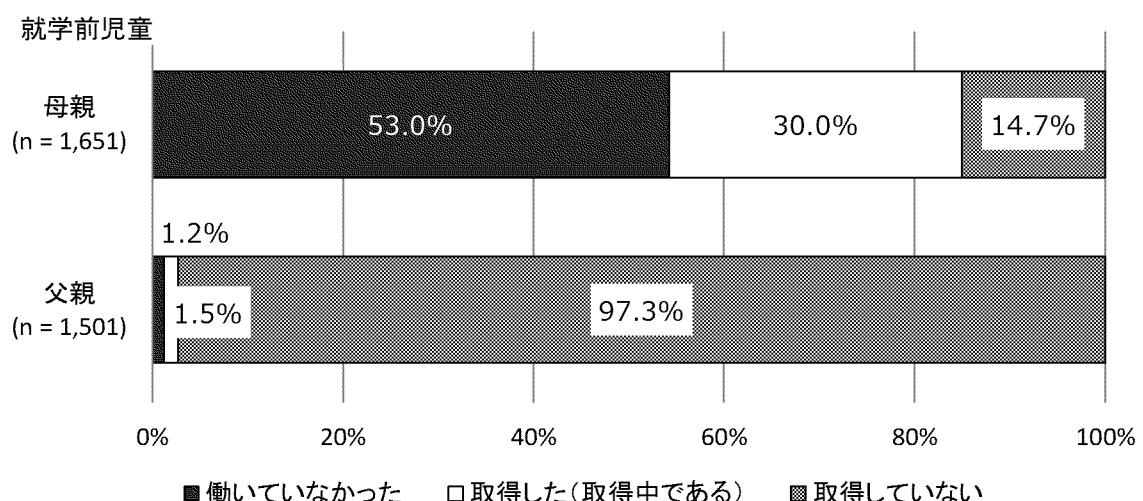


(6) 育児休業の取得について

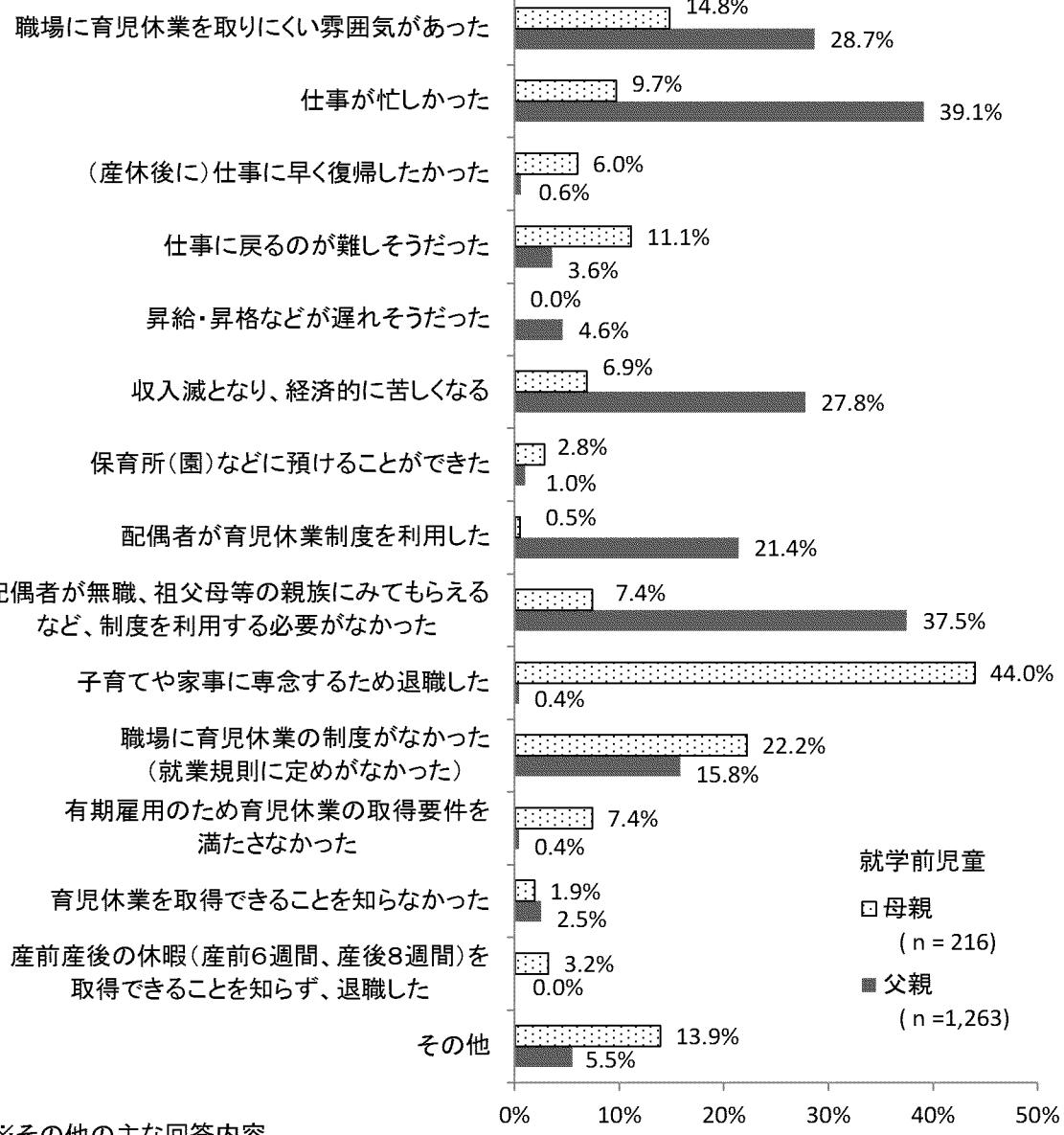
○育児休業の取得状況

育児休業取得者は、母親は30.0%、父親は1.5%となっています。

育児休業を取得していない理由について、母親は、「子育てや家事に専念するため退職した」（44.0%）、父親は、「仕事が忙しかった」（39.1%）が最も多くなっています。



○取得していない理由（複数回答）



※その他の主な回答内容

【母親】自営業のため

前回死産だったため会社側が心配して働かせてもらえなかつた
育児休業は母親だけとるのが当然だろうというのが主人の考え方
配偶者に転勤のおそれがあつたため
育児休業はあつたが、退職するよう言われた。それなかつたので、やめた
退職した(安全な出産を考えて)

【父親】自営のため取得する必要がなかつた

取得を希望したが認められなかつた
会社がとつてはいけないという感じでだめだつた
職場から育休はないとはっきり言われた
取得することなど、全く考えもしなかつた
育休をとるという選択肢は初めからなかつた

5 佐伯市の子ども・子育て支援の課題

□地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実

- 児童数の推移及び保育ニーズの変化、施設の配置の状況、地域の実情を的確に把握・予測し、必要とされる保育サービスの需要量を把握する必要があります。
- 保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案して、教育・保育サービスの供給体制を整える必要があります。
- 保育所は地域により入所率が偏在しています。また、児童数は減少傾向にありますが、保育所の利用希望は増加傾向にある中、十分な保育士の確保も難しいのが現状です。このため、限られた財源の中で効率的な施設の整備及び保育士の配置が必須であり、既存施設の認定こども園化や統合による認定こども園を検討する必要があります。
- 一時預かりの柔軟な受け入れ体制の整備が必要です。
- 就労の有無に関わらず、子育ての負担や不安、孤立感を踏まえ、様々な場面を通じて、家庭状況を把握しつつ、適切な支援につなげることが必要です。

□家庭・地域の子育て支援を充実

- 子どもの健やかな育ちを等しく保証するためには、障がい児や発達が気になる子など特別な支援が必要な子どもに対し、一人一人の状況や発達に応じた支援が必要です。
- 地域の実情に応じて、小規模保育の導入の検討が必要です。
- 就労形態の変化や価値観の多様化など社会情勢の変化による教育・保育のニーズの多様化に合わせた子育て支援サービスの充実及び子育て支援サービス体制の確保が必要です。
- 保護者への育児情報提供の充実と気軽に相談できる体制づくりが必要です。

□幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

- 地域によっては、園児数の減少により、集団での活動が経験できなくなっています。
- 認定こども園法の改正により、新設や移行がしやすくなったことを踏まえ、佐伯市として、受け入れ体制作りをするための基準や条例を整備する必要があります。

第4章 教育・保育提供区域の設定

1 教育・保育提供区域の考え方

今後の教育・保育事業を実施する上で最も懸念されることは、区域内において供給不足が生じた場合です。その場合、子ども・子育て支援法では基準等の条件を満たす申請が提出された場合には、原則として「欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合」以外は認可するとされているため、他の区域で供給過多である場合でも、その区域には新たに認可することになります。

特に保育所や地域型保育等の場合、設置認可申請の対象事業者は、社会福祉法人、学校法人、株式会社、NPO法人等の多様な事業主体の参入が可能であることから、不測の設置認可による、既存施設との不調和、過当競争、施設の乱立などの可能性をできる限り小さくするように提供区域を設定する必要があります。

保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案して、区域を設定します。

教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域として設定しますが、地域子ども・子育て支援事業の提供体制については、事業ごとに設定します。

2 教育・保育提供区域の設定

1 佐伯市における教育・保育提供区域

佐伯市全域を9区域（旧市町村の単位）の提供区域に分けて設定します。

事業区分	区域設定	考え方
1号認定（3～5歳）	9区域 (旧市町村の単位)	教育・保育の区域設定については、現状の提供体制、利用状況を踏まえ、9区域（旧市町村の単位）とします。
2号認定（3～5歳）		
3号認定（0歳）		
3号認定（1～2歳）		

2 地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

各事業の性格から佐伯市全域を基本とします。

11事業	提供区域	考え方
利用者支援事業 子ども又はその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行う事業	佐伯市内全域	子育て家庭の「個別ニーズ」に対して、市内全域の施設及び事業等についての情報提供や相談を実施するため、佐伯市全域を一区域とします。
地域子育て支援拠点事業 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、相談、情報提供、助言等を行う事業	佐伯市内全域	住んでいる地域に関わらず、様々な地域の拠点を利用する傾向がみられることから、佐伯市全域を一区域とします。
妊婦健康診査 妊婦の健康の保持及び増進を図るために妊婦に対する健康診査を実施する事業	佐伯市内全域	住んでいる地域と提供場所が一致するものではないため、佐伯市全域を一区域とします。
乳児家庭全戸訪問事業 生後4カ月までの乳幼児のいる全家庭を訪問し、情報提供や養育環境等の把握を行う事業	佐伯市内全域	対象家庭全戸を訪問する事業であり、特に区域に分ける必要がないため、佐伯市全域を一区域とします。
養育支援訪問事業 養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業	佐伯市内全域	関係機関と連携し、より専門性の高い支援を実施するため、佐伯市全域を一区域とします。
短期入所生活援助事業（ショートステイ事業） 保護者の疾病等の理由により一時的に養育困難となつた児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業	佐伯市内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、佐伯市内全域とします。

一時預かり事業 (在園児対象型除く) 子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業 を除く) 子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	佐伯市内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、佐伯市内全域とします。
一時預かり事業 幼稚園の在園児を対象とした一時預かり事業（預かり保育）	佐伯市内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、佐伯市内全域とします。
時間外保育事業 延長保育需要に対応するため、通常保育の時間を超えて保育を実施する事業	佐伯市内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、佐伯市内全域とします。
病児保育事業、子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業) 病気にかかっている子ども等を専用スペース等で看護師等が一時的に預かる事業	佐伯市内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、佐伯市内全域とします。
放課後児童健全育成事業 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を与えて、健全育成を図る事業	佐伯市内全域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、佐伯市内全域とします。

第5章 教育・保育施設の充実

1 量の見込み

本計画の作成時期における教育・保育の利用状況、ニーズ調査により把握した利用希望を踏まえて、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）を定めています。

認定区分

1～3号認定（子ども・子育て支援法第十九条等）

保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づいて保育の必要性を認定（子どもの認定区分）。その上で施設型給付を行う仕組み。

区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定	3～5歳	幼児期の学校教育 (教育標準時間認定)	主に幼稚園に該当
2号認定	3～5歳	保育の必要性あり (保育認定)	主に保育所、 認定こども園に該当
3号認定	0歳、 1～2歳	保育の必要性あり (保育認定)	保育所 認定こども園、 地域型保育に該当

施設型給付＝保護者本人への給付でなく、新制度で幼稚園・保育所・認定こども園（教育・保育施設）を通じた共通の給付が行われること。

2 提供体制の確保と実施時期

教育・保育の利用状況及び利用希望把握アンケートにより把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）と確保の内容及び実施時期を設定します。

(1) 1号認定（3歳以上、幼稚園を利用希望）

■佐伯地域・量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数	565 人	550 人	535 人	521 人	504 人
確保の内容	646 人				
特定教育・保育施設	317 人				
確認を受けない 幼稚園	329 人				
過不足	81 人	96 人	111 人	125 人	142 人

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

1号認定（3歳以上、幼稚園を利用希望）と2号認定（幼児期の学校教育の利用希望が強い）の合計

※確認を受けない幼稚園＝自治体が施設型給付の対象となることを確認する「認定こども園・幼稚園・保育所」に該当しない、私立幼稚園のこと。（私立幼稚園が、新制度の施設型給付を受けるかどうかは各幼稚園の判断に委ねることとなっています。）

■上浦地域・量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数	10 人	10 人	10 人	10 人	9 人
確保の内容	25 人				
特定教育・保育施設	25 人				
確認を受けない 幼稚園	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過不足	15 人	15 人	15 人	15 人	16 人

■弥生地域・量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数	97 人	93 人	89 人	88 人	85 人
確保の内容	163 人	168 人	173 人	173 人	173 人
特定教育・保育施設	80 人	85 人	90 人	90 人	90 人
確認を受けない幼稚園	83 人				
過不足	66 人	75 人	84 人	85 人	88 人

* 平成 27 年度にやよい保育園分園が認定こども園（にじいろこども園）に移行し、平成 29 年度までの 3 年間に 5 人ずつ定員を増やします

■本匠地域・量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数	13 人	12 人	12 人	12 人	10 人
確保の内容	25 人				
特定教育・保育施設	25 人				
確認を受けない幼稚園	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過不足	12 人	13 人	13 人	13 人	15 人

■宇目地域・量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数	8 人	8 人	6 人	6 人	5 人
確保の内容	8 人	8 人	8 人	8 人	8 人
特定教育・保育施設	8 人	8 人	8 人	8 人	8 人
確認を受けない幼稚園	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過不足	0 人	0 人	2 人	2 人	3 人

■直川地域・量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数	10 人				
確保の内容	25 人				
特定教育・保育施設	25 人				
確認を受けない幼稚園	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過不足	15 人				

■鶴見地域・量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数	27 人	27 人	25 人	24 人	23 人
確保の内容	27 人				
特定教育・保育施設	27 人				
確認を受けない 幼稚園	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過不足	0 人	0 人	2 人	3 人	4 人

■米水津地域・量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数	17 人	17 人	15 人	15 人	15 人
確保の内容	25 人				
特定教育・保育施設	25 人				
確認を受けない 幼稚園	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過不足	8 人	8 人	9 人	10 人	10 人

■蒲江地域・量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数	57 人	56 人	55 人	31 人	30 人
確保の内容	50 人	50 人	50 人	34 人	34 人
特定教育・保育施設	50 人	50 人	50 人	34 人	34 人
確認を受けない 幼稚園	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過不足	▲7 人	▲6 人	▲5 人	3 人	4 人

*平成 30 年度、蒲江地域に認定こども園を新設し、不足分を確保する予定です

(2) 2号認定(3歳以上、保育所を利用希望)

■佐伯地域・量の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
必要利用定員総数	327人	318人	309人	301人	291人
確保の内容	300人	300人	300人	337人	327人
特定教育・保育施設	300人	300人	300人	337人	327人
確認を受けない幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
特定地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
過不足	▲27人	▲18人	▲9人	36人	36人

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強い人については、必要利用定員総数に含まず

* 平成30年度以降については、久部保育所の定員増により不足分を確保します。

■上浦地域・量の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
必要利用定員総数	5人	5人	4人	4人	4人
確保の内容	5人	5人	5人	5人	5人
特定教育・保育施設	5人	5人	5人	5人	5人
確認を受けない幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
特定地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
過不足	0人	0人	1人	1人	1人

■弥生地域・量の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
必要利用定員総数	69人	67人	65人	63人	61人
確保の内容	59人	64人	69人	69人	69人
特定教育・保育施設	59人	64人	69人	69人	69人
確認を受けない幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
特定地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
過不足	▲10人	▲3人	4人	6人	8人

* 平成27年度にやよい保育園分園が認定こども園(にじいろこども園)に移行し、平成29年度までの3年間に5人ずつ定員を増やします。

■本匠地域・量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数	13 人	11 人	11 人	11 人	10 人
確保の内容	13 人				
特定教育・保育施設	13 人				
確認を受けない幼稚園	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
特定地域型保育事業	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過不足	0 人	2 人	2 人	2 人	3 人

■宇目地域・量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数	25 人	23 人	21 人	19 人	19 人
確保の内容	25 人				
特定教育・保育施設	25 人				
確認を受けない幼稚園	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
特定地域型保育事業	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過不足	0 人	2 人	4 人	6 人	6 人

■直川地域・量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数	11 人				
確保の内容	11 人				
特定教育・保育施設	11 人				
確認を受けない幼稚園	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
特定地域型保育事業	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過不足	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

■鶴見地域・量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数	23 人	23 人	21 人	21 人	20 人
確保の内容	17 人	23 人	23 人	23 人	23 人
特定教育・保育施設	17 人	23 人	23 人	23 人	23 人
確認を受けない幼稚園	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
特定地域型保育事業	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過不足	-6 人	0 人	2 人	2 人	3 人

* 平成 28 年度以降については、松浦保育園の定員増により不足分を確保します。

■米水津地域・量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数	7人	6人	6人	6人	6人
確保の内容	7人	7人	7人	7人	7人
特定教育・保育施設	7人	7人	7人	7人	7人
確認を受けない幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
特定地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
過不足	0人	1人	1人	1人	1人

■蒲江地域・量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数	85人	83人	80人	100人	94人
確保の内容	85人	85人	85人	108人	108人
特定教育・保育施設	85人	85人	85人	108人	108人
確認を受けない幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
特定地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
過不足	0人	2人	5人	8人	14人

(3) 3号認定(0歳、保育所を利用希望)

■佐伯地域・量の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
必要利用定員総数	112人	108人	106人	104人	101人
確保の内容	87人	87人	87人	96人	112人
特定教育・保育施設	83人	83人	83人	92人	108人
確認を受けない幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
特定地域型保育事業	4人	4人	4人	4人	4人
過不足	▲25人	▲21人	▲19人	▲8人	11人

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

* 平成30年度以降については、久部保育所の定員増により不足分を確保します。

加えて、平成31年度については、みなみ、みなと、佐伯、長島保育園の定員増により不足分を確保します。

■上浦地域・量の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
必要利用定員総数	2人	2人	2人	2人	2人
確保の内容	2人	2人	2人	2人	2人
特定教育・保育施設	2人	2人	2人	2人	2人
確認を受けない幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
特定地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
過不足	0人	0人	0人	0人	0人

■弥生地域・量の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
必要利用定員総数	17人	15人	15人	15人	15人
確保の内容	15人	15人	17人	17人	17人
特定教育・保育施設	15人	15人	17人	17人	17人
確認を受けない幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
特定地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
過不足	▲2人	0人	2人	2人	2人

* 平成29年度以降については、やよい保育園の定員増により不足分を確保します。

■本匠地域・量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数	2人	2人	2人	2人	1人
確保の内容	2人	2人	2人	2人	2人
特定教育・保育施設	2人	2人	2人	2人	2人
確認を受けない幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
特定地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
過不足	0人	0人	0人	0人	1人

■宇目地域・量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数	1人	1人	1人	1人	1人
確保の内容	1人	1人	1人	1人	1人
特定教育・保育施設	1人	1人	1人	1人	1人
確認を受けない幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
特定地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
過不足	0人	0人	0人	0人	0人

■直川地域・量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数	1人	1人	1人	1人	1人
確保の内容	1人	1人	1人	1人	1人
特定教育・保育施設	1人	1人	1人	1人	1人
確認を受けない幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
特定地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
過不足	0人	0人	0人	0人	0人

■鶴見地域・量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数	2人	2人	2人	2人	2人
確保の内容	0人	2人	2人	2人	2人
特定教育・保育施設	0人	2人	2人	2人	2人
確認を受けない幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
特定地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
過不足	▲2人	0人	0人	0人	0人

* 平成 28 年度以降については、松浦保育園の定員増により不足分を確保します。

■米水津地域・量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数	3 人	2 人	2 人	2 人	2 人
確保の内容	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人
特定教育・保育施設	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人
確認を受けない幼稚園	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
特定地域型保育事業	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過不足	0 人	1 人	1 人	1 人	1 人

■蒲江地域・量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数	9 人	9 人	9 人	9 人	9 人
確保の内容	9 人	9 人	9 人	9 人	9 人
特定教育・保育施設	9 人	9 人	9 人	9 人	9 人
確認を受けない幼稚園	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
特定地域型保育事業	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過不足	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(3) 3号認定(1・2歳、保育所を利用希望)

■佐伯地域・量の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
必要利用定員総数	333人	325人	328人	322人	315人
確保の内容	292人	292人	292人	309人	333人
特定教育・保育施設	284人	284人	284人	301人	325人
確認を受けない幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
特定地域型保育事業	8人	8人	8人	8人	8人
過不足	▲41人	▲33人	▲36人	▲13人	18人

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

* 平成30年度以降については、久部保育所の定員増により不足分を確保します。

加えて平成31年度については、みなみ、佐伯、長島保育園の定員増により不足分を確保します。

■上浦地域・量の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
必要利用定員総数	6人	6人	4人	4人	4人
確保の内容	6人	6人	6人	6人	6人
特定教育・保育施設	6人	6人	6人	6人	6人
確認を受けない幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
特定地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
過不足	0人	0人	2人	2人	2人

■弥生地域・量の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
必要利用定員総数	63人	62人	60人	60人	59人
確保の内容	41人	41人	63人	63人	63人
特定教育・保育施設	41人	41人	63人	63人	63人
確認を受けない幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
特定地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
過不足	▲22人	▲21人	3人	3人	4人

* 平成29年度以降については、やよい保育園の定員増により不足分を確保します。

■本匠地域・量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数	5 人	4 人	4 人	3 人	3 人
確保の内容	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人
特定教育・保育施設	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人
確認を受けない幼稚園	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
特定地域型保育事業	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過不足	0 人	1 人	1 人	2 人	2 人

■宇目地域・量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数	15 人	13 人	13 人	13 人	12 人
確保の内容	15 人				
特定教育・保育施設	15 人				
確認を受けない幼稚園	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
特定地域型保育事業	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過不足	0 人	2 人	2 人	2 人	3 人

■直川地域・量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数	8 人	8 人	8 人	8 人	8 人
確保の内容	8 人	8 人	8 人	8 人	8 人
特定教育・保育施設	8 人	8 人	8 人	8 人	8 人
確認を受けない幼稚園	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
特定地域型保育事業	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過不足	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

■鶴見地域・量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数	9 人	8 人	8 人	7 人	6 人
確保の内容	9 人	9 人	9 人	9 人	9 人
特定教育・保育施設	9 人	9 人	9 人	9 人	9 人
確認を受けない幼稚園	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
特定地域型保育事業	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過不足	0 人	1 人	1 人	2 人	3 人

■米水津地域・量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数	5 人	4 人	4 人	4 人	3 人
確保の内容	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人
特定教育・保育施設	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人
確認を受けない幼稚園	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
特定地域型保育事業	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過不足	0 人	1 人	1 人	1 人	2 人

■蒲江地域・量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要利用定員総数	42 人	42 人	40 人	38 人	35 人
確保の内容	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
特定教育・保育施設	42 人				
確認を受けない幼稚園	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
特定地域型保育事業	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過不足	0 人	0 人	2 人	4 人	7 人

3 教育・保育の一体的提供の推進（認定こども園について）

教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育所の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、住民からの意向や地域の情勢を踏まえて、子どもたちに質の高い教育・保育の提供と、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を検討していきます。

① 確実に教育・保育を提供できる環境の整備

本市においても少子高齢化により子どもの数が減少していますが、保育所の利用希望は増加傾向にあり、入所を待つ児童（空き待ち児童）が発生している一方で、定員を大きく下回る保育所や幼稚園があります。

子どもの数が減少していく中、施設を整備、管理する財源や、市内における保育士や幼稚園教諭などの有資格者数も限られています。

すべての希望者に確実に教育・保育を提供するためには、限られた資源を的確に配置することが必要です。施設の種類・公私の別を問わず、認定こども園への移行や施設のあり方を検討していきます。

② 地域の実情に応じた施設の整備

本市においては、合併前の市町村を単位として地域を形成しており、地域によって教育・保育施設や子育て支援施設の配置状況が大きく異なります。幼稚園又は保育所しかない地域、少人数の保育所や幼稚園が複数存在する地域など様々です。

また、子どもの数が減少していく中、子どもの健やかな育ちにとって必要となる同年齢や異年齢児との交流や集団の生活等を提供していくことが難しくなる地域も想定されています。

そのような状況においては、既存の幼稚園や保育所を認定こども園として、地域のすべての子どもたちに必要な教育・保育や支援を届けることも必要です。

地域の状況やニーズに対応できるよう、その地域の実情にあった施設を整備していきます。

現在、検討している地域ごとの状況は次のとおりです。

佐伯地域

久部保育所を建て替えて定員を増やし、利用希望の多い佐伯地域のニーズに対応します。

また、子どもの遊び場や子育て親子の交流の場など、多様なニーズに対応できる施設づくりを検討していきます。

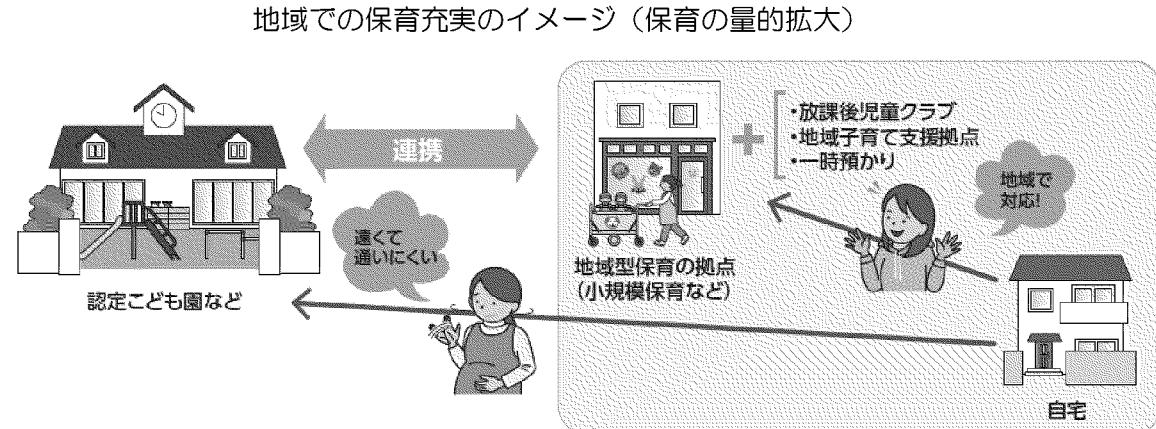
宇目地域

千束こども園と小野市こども園を統合し、平成27年度から「うめこども園」とします。宇目地域における教育・保育及び子育て支援を担う施設となることを目指し、今後も協議・検討を進めていきます。

蒲江地域

既存保育所の老朽化等のため、保育所を建て替えるにあたり統合を検討していきます。また、保育所の統合に蒲江幼稚園を加えて認定こども園とすることも、併せて検討していきます。保育所、幼稚園及び在宅の子育て支援を含めた蒲江地域の子育ての核となる施設を目指し、協議・検討を進めていきます。

上記以外の地域については、既存の施設の動向を踏まえながら、協議・検討を進めていきます。



（出典：内閣府パンフレット）

4 教育・保育施設の質の向上

質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、施設設備等の良質な環境の確保と、保護者以外に幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ることが必要です。

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくために、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供し、その質の確保・向上のために、適切な評価を実施するとともに、結果を踏まえた不断の改善努力を行います。

(1) 佐伯市の教育・保育の提供方針

園児の基本的な生活習慣の確立や、家庭や地域で体験すべき事項については、不十分であると思われる点が多くあります。また、自制心や規範意識が十分に身についておらず、小学校入学後の集団学習・集団生活に適応できないといった例に対応するため、小学校との連絡を密にするとともに、幼稚園、保育所及び認定こども園において、計画的に様々な体験ができるよう、各種行事や各施設との交流を推進します。

(2) 教育・保育の提供目標

- 幼稚園、保育所、認定こども園の連携の推進
- 小学校への円滑な接続のための、小学校との連絡体制の強化
- 園児、児童の交流活動
- 認定こども園においては、幼稚園と同内容の教育課程の実施
- 県と連携した質の高い教育・保育の提供のための職員研修の実施

5 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

産休や育児休業明けの際に、希望する教育・保育施設、地域型保育事業を利用できないかもしれない不安感が、出産の妨げになっている現実があります。スムーズに職場復帰ができるよう、休業中の保護者に対して情報提供をしていきます。

また、計画的に教育・保育施設の整備や地域型保育事業の展開を進め受け入れ体制を整えます。

第6章 地域子ども・子育て支援事業の充実

1 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

○国から提示される基本指針等に沿って、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。

○設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定します。

○計画期間における量の見込み、確保の方策は以下のとおりです。

(1) 利用者支援事業（平成27年度からの新規事業）

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

[対象年齢] 0～5歳

量の見込み及び確保の方策

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実施予定か所数（か所）	0	1	1	1	1

平成27年度に利用者支援事業実施に向けた相談員の養成等の準備を進め、平成28年度からこども福祉課窓口に相談員を配置し、利用者支援を実施します。行政窓口での実施を基本としますが、より支援しやすい体制となるよう検討を重ねていきます。

(2) 時間外保育事業

保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育需要に対応するため、通常保育の時間を超えて保育を実施する事業です。

[対象年齢] 0～5歳

量の見込み及び確保の方策

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（人/年）	327	318	308	300	290
確保の方策（人/年）	330	330	330	330	330

現状に加えて、平成27年度から公立の認可保育所においても、18時30分までの延長保育を実施します。また、休日保育についても今後検討していきます。

(3) 放課後児童健全育成事業

主に保護者が就労等により扈間は家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図る事業です。

[対象年齢] 幼稚園児、就学児（6～11歳）

量の見込み及び確保の方策

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
【小学生】 量の見込み（人/年）	642	642	638	644	634
【幼稚園児】 量の見込み（人/年）	93	92	86	85	81
【合計】 量の見込み（人/年）	735	734	724	729	715
確保の方策（人/年）	735	735	735	735	735

現状に引き続き実施します。本市の児童クラブは公設民営を基本とし、必要に応じて施設整備を進めています。なお、佐伯地域の公立幼稚園で平成29年度から一時預かり（預かり保育）を実施するため、それに伴い、幼稚園児の見込み数及び確保数が現状より少なくなっています。

(4) 短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

[対象年齢] 0～5歳

量の見込み及び確保の方策

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（人/年）	12	12	12	12	12
確保の方策（人/年）	12	12	12	12	12

現状に引き続き、大分市・別府市の3施設に委託し、必要な保護を行います。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供、養育環境などの把握を行う事業です。

[対象年齢] 0歳

量の見込み及び確保の方策

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(人)	468	452	442	434	418
確保の方策	468	452	442	434	418

現状に引き続き実施します。直営（健康増進課）を基本とし、一部委託して実施します。

(6) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対し、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

[対象者]要支援児童、特定妊婦、要保護児童

量の見込み及び確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人）	47	47	47	47	47
確保の方策	実施機関：直営（健康増進課） 訪問支援者数：18 人				

現状に引き続き実施します。

(7) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

[対象年齢] 0～2歳

量の見込み及び確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人/年）	19,836	19,188	18,696	18,324	17,724
確保の方策（か所）	7	7	7	7	7

現状に引き続き実施します。

(8) 一時預かり事業

幼稚園の在園児を対象とした一時預かり事業（預かり保育）です。

[対象年齢] 3～5歳

幼稚園における在園児対象型

量の見込み及び確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み合計（人日／年）	62,541	60,888	59,223	57,843	55,643
幼稚園の在園児を対象とした一時預かり（1号認定見込み）	3,261	3,168	3,063	2,983	2,863
幼稚園の在園児を対象とした一時預かり（2号認定見込み）	59,280	57,720	56,160	54,860	52,780
確保の方策（人日／年）	21,461	21,461	47,461	66,900	66,900

現状実施している私立幼稚園に加え、平成 29 年度から順次、佐伯地域の公立幼稚園で一時預かり事業を実施していきます。

(9) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

病気につかっている子どもや回復しつつある子どもを病院等の医療機関や保育施設の付設の専用スペース等で看護師等が一時的に預かる事業です。

[対象年齢] 生後6か月から小学校3年生まで

量の見込み及び確保の方策

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（人日／年）	2,078	2,015	1,955	1,909	1,841
確保の方策（人日／年）	1,176	1,176	2,112	2,112	2,112
病児保育事業	936	936	1,872	1,872	1,872
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センターなど)	240	240	240	240	240

つるおか子どもの家で実施している「さいきファミリー・サポート・センター」及び西田病院に付設している「にしだキッズクラブ」で病児・病後児の預かりを実施します。

「にしだキッズクラブ」は、最大9名までの受け入れが可能な体制を整えており、平成27年度以降、段階的に定員を増やしていく予定です。

(10) 一時預かり事業（在園児対象型除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

① 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

② ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

③ 夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

量の見込み及び確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人／年）	6,077	5,880	5,719	5,590	5,404
確保の方策（人／年）	6,242	6,242	6,242	6,242	6,242
一時預かり事業	5,616	5,616	5,616	5,616	5,616
ファミリー・サポート・センター事業	624	624	624	624	624
トワイライトステイ事業	2	2	2	2	2

① 一時預かり事業

現状に引き続き、保育所での実施を基本とします。一時預かりのニーズにより対応できるよう、検討をすすめていきます。

② ファミリー・サポート・センター事業

現状に引き続き、つるおか子どもの家で実施します。

③ 夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）

現状に引き続き、大分市・別府市の3施設に委託し、必要な保護を行います。

(11) 妊婦健診事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

量の見込み及び確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人）	452	442	434	418	405
確保の方策	6,328	6,188	6,076	5,852	5,670

現状に引き続き実施します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業（世帯の所得の状況等に勘案して物品購入に要する費用等の全部又は一部を助成する事業）

世帯の所得の状況等に勘案して物品購入に要する費用等の全部又は一部を助成する事業です。佐伯市では、実施しません。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

佐伯市では、実施しません。

2 地域子ども・子育て支援事業の質の向上

乳幼児期の発達が連続性を有するものであることや、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに十分留意し、教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携についての基本的考え方を踏まえ、佐伯市におけるこれらの連携を推進します。

こうした取組に合わせ、利用者支援事業では、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言等に加え、関係機関との連絡調整を行う子育て相談員を佐伯市役所内に配置し、スムーズなサービスの利用を促進します。

また、放課後児童健全育成事業について、平成29年度より順次、公立幼稚園で一時預かり（預かり保育）を実施することとしており、これに合わせて、地域の実情を考慮しながら、幼稚園児の児童クラブ利用から一時預かり利用へ移行し、園児及び児童がより良い環境で放課後等を過ごせるよう体制の見直しを行います。

また、質の向上という意味では、佐伯市の全児童クラブで構成される佐伯市児童クラブ運営連絡協議会を設置するとともに、支援員が集まり情報交換などを行う連絡会を定期的に実施するなど、日々スキルアップの努力を行っていきます。

平成26年度に開始した病児・病後児保育事業は、現在3名の定員で受け入れが可能ですが、平成27年度以降段階的に定員を増やしていく予定です。

第7章 子ども・子育て支援関連施策の推進

1 児童虐待防止対策の充実

佐伯市においては、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域資源や児童委員をはじめとした「地域のちから」を活用して子ども虐待の発生予防をするほか、早期発見、早期対応に努めます。また、児童相談所の専門性や権限を要する場合には、遅滞なく介入を求められるよう、これに先立ち、関係機関との連携を強化し、密接に情報を共有していくことが不可欠です。

①関係機関との連携及び佐伯市における相談体制の強化

佐伯市における子ども・子育てに関する相談体制は、「こども福祉課」をはじめ、「健康増進課」「学校教育課」などの各行政機関のほか、各保育所、幼稚園、認定こども園、小中学校などにおいて、子どもにかかわる相談ができる体制になっています。これら相談体制により、子どもが安心して安定した家庭を含む社会生活を送ることができるよう環境整備に努めています。

また、子ども虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のためには、これらの相談体制をもとに関係機関の連携並びに情報の収集及び共有により、子育て世帯への支援を行う必要があります。

関係機関との情報共有、連携を図ることにより、実際の子ども虐待事例への対応をはじめ、要保護・要支援児への組織的な対応及び評価を確保するため、関係機関へ専門性を有する職員の配置や、都道府県等が実施する講習会等への参加等を通じた体制の強化及び資質の向上を図ります。

さらに、一時保護などの実施が適当と判断した場合や児童相談所の専門性や権限を要する場合には、児童相談所長などへの通知を行うほか、児童相談所に適切に援助を求めつつ、都道府県と相互に協力して、子ども虐待による死亡事例等の重大事例の発生を食い止める体制を強化していきます。

②発生予防、早期発見、早期対応等

子ども虐待の発生予防、早期発見、早期対応等を図るため、妊娠、出産期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握し、健康増進課及び医療機関が連携して対応します。

育児期の対応としては、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）やホームスタート事業等の実施を通じて、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業等への速やかかつ適切な支援につなげるようにします。子どもが保育所・幼稚園・認定こども園、学校に在籍している家庭には各施設の管理者等との連携などにより対応します。

また、子ども虐待への早期対応を図るため、要保護児童対策地域協議会の個別対応会議や実務者会議を開催し、児童相談所及び警察署等の各関係機関との連携を深めていきます。

さらに地域資源や児童委員をはじめ「地域のちから」を活用して子ども虐待の防止に努めます。

2 ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立支援は、子育て短期支援事業、母子家庭等日常生活支援事業、保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するほか、母子及び寡婦福祉法、同法に基づく国の中長期基本方針及びこれに即して都道府県が策定する母子家庭及び寡婦自立促進計画等の定めるところにより、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を四本柱として総合的な自立支援を推進します。

佐伯市独自の取組としては、総合的な相談窓口として、母子・父子自立支援員を配置し、関係機関と連携しながら、助言や情報提供を行います。また、児童扶養手当、医療費の助成、福祉資金貸付け、高等職業促進費の支給などの経済的な支援も実施しながら、ひとり親家庭の自立支援を図っていきます。

3 障がい児施策の充実

身体障がいや知的障がいに加え、近年、高機能自閉症や注意欠陥／多動性障がい（AD／HD）など、発達障がい又はその疑いのある子どもが増えています。

障がい児の保護者・家族は、様々な不安や悩みを抱えながら日々を過ごしています。その不安や悩みを解消するためにも、身近な地域で困っていることに応えられる支援が必要です。

乳幼児健診は、障がいの早期発見の機会であるとともに、保護者の不安解消の機会でもあるので、受診の大切さを積極的に広報し、受診を勧奨します。

また、相談支援の拠点でもある佐伯市障がい者相談支援センターや佐伯市地域自立支援協議会こども支援部会、健康増進課、こども福祉課、教育委員会、県南部保健所、県発達障がい者支援センターでは、こうした保護者の相談に応え、不安や悩みの解消に努めています。

発達障がいについては、特に幼児期の確実なフォローワーク体制が重要であるとの指摘や、家庭における子どもとの接し方や声かけの仕方によって重度化を防止できるとの指摘もあり、その意味でも保護者・家族に対する相談支援は重要です。

また、学齢期においては、その子にとって最良の教育は何なのか、将来の見通しを含めて新たな不安や悩みが生まれます。障がい児の教育に関しては、就学時の健康診断、就学支援委員会で、子どもの状況に応じて、その子の成長にとって最も好ましい教育環境を提供するよう努めます。また、教育支援センターにおいては、「いじめ」「不登校」「虐待」等も含めた相談体制及び支援の充実を図ります。

障がいの早期発見から療育・教育まで、それぞれの施策が一貫したシステムとして機能するよう、医療機関・療育機関・教育機関・行政の連携を密にして障がい児個々の状況に応じた適切な相談・指導を充実し、切れ目のない支援ができるよう、さらなる体制整備を図っていく必要があります。

具体的な取組

- 1 在宅サービス及び障がい児通所支援の提供
- 2 障がい児保育の充実

- 3 地域における療育支援の充実
- 4 放課後児童クラブにおける障がい児受け入れの促進
- 5 特別支援教育の充実

4 仕事と生活の調和の実現に向けた取組の推進

仕事と家庭を両立することができ、各々のライフスタイルに応じた多様な働きができる社会は、生活に潤いと豊かさをもたらすと考えられます。仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現のため、職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備や、意識の醸成に継続的に取り組む必要があります。また、企業等民間団体に対しても、こうした取組の共通理解の促進や労働環境の整備に向けた啓発を実施していく必要があります。

(1) 働きやすい職場環境の整備

教育・保育の施設給付や地域子ども・子育て支援事業の充実等を通じて、住民一人一人がワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりを進めます。

(2) 育児休業等制度の周知

企業等民間団体への制度の周知や、行政機関においても育児休業等を取得しやすい職場環境の醸成に努めます。

(3) ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた各種啓発、情報提供に努めます。併せて、子育て期間中を含めた男女双方の働き方の見直しを地道に問題提起していきます。

